



今治市  
多文化共生  
推進プラン

---

(案)

# 目次

## 第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の背景と趣旨	4
2 プランの位置付け等	5
3 プランの計画期間	9
4 用語の定義	10

## 第2章 外国人をめぐる本市と 国・県の現状

1 国や県の動向	12
2 本市の人口の現状と予測	17

### 第3章 基本的な考え方と施策体系

Ⅰ 基本理念	23
2 理念と施策の基本方針	24
3 基本方針と体系	25
4 多文化共生施策の全体像	26
5 施策のロードマップ	27
6 基本方針と施策の方向性	28

## 第4章 プランの推進

Ⅰ 推進体制	58
2 各主体の役割	59
3 推進方法	64
4 プランの進行管理	65



# 第1章 プラン策定にあたって

# I プラン策定の背景と趣旨

本市では、造船や繊維、介護やサービス業など幅広い分野で、フィリピンやベトナム、インドネシアなどから来日した外国人労働者が活躍しており、また、近年では、留学生の数も増えるなど、外国人住民の数は市内全体で4,635名（令和7年10月31日現在）を数えます。彼らは本市の地域産業の重要な担い手であるだけでなく、地域社会や経済を支える重要な存在であり、「今治家の大切な家族の一員」と言えます。

一方で、言語や生活習慣の違いから、医療や教育、防災、地域行事等への参加の面で課題も生じており、外国人住民と日本人住民双方にとって安心できる暮らしの基盤づくりが求められています。

こうした中、本市は令和7年4月に「多文化・共生社会推進室」を市民参画課内に設置し、府内関係部署や企業、地域団体と連携する体制を整え、設置と同時に、企業や団体、企業に所属する外国人住民の声を丁寧にお聞きするヒアリング調査を始めました。また、7月には、市内地区自治会の役員へのアンケート調査を、8月には、外国人住民へのアンケート調査を実施し、外国人住民や企業、地域社会の声を施策に反映する準備を整えてまいりました。

既に、大西地域や吉海地域においては、祭りや防災活動を通じて、外国人住民も含めた地域住民が協働する先進的な事例も生まれ、草の根レベルでの共生の輪が広がっています。

全国的にも、令和7年7月に全国知事会が「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す」と宣言し、政府は、外国人住民との秩序ある共生社会の実現に向けて動き出しています。こうした国の方針や社会的潮流を踏まえ、今治市は地域の持続性を確保し、誰もが安心して暮らせる社会を築くために、多文化共生社会プランを策定することにしました。

このプランは、国籍や文化にかかわらず地域住民として互いに尊重し合い、共に地域を支える関係を育むことを目的とし、「瀬戸内の世界都市として誰もが住み続けたい輝くまち」の実現を目指すものです。

## 2 プランの位置付け等

### (1) 今治市第3次長期総合計画との関係

このプランは、令和8年度から17年度までを計画期間とする「今治市第3次長期総合計画」の下位計画として位置付けられます。

多様な文化や価値観を尊重し合い、国籍を問わず地域の住民が共に支え合う地域社会づくり、すなわち、「多様性理解の推進～今治と世界をつなぐ、国際理解・多文化共生」の実現を目指することで、施策大綱Ⅰ「夢やふるさとへの誇りを持ち、市民が主役のまちづくり」を進め、総合計画の将来都市像である「瀬戸内しまなみから世界へ 夢が行き交うまちIMABARI～みんなのふるさと、つむぐ未来～」の実現に寄与するものです。

### (2) 国の施策との関係

令和7年10月以降、国は、外国人共生担当大臣の設置をはじめ、税・社会保険料の未納防止、出入国管理の厳格化、不動産保有の実態把握など、外国人政策の適正化に向けた取組が進められています。また、「育成就労制度」や「特定技能制度」についても、受入れの在り方を制度的に整理する動きが示されており、本プランは、こうした国の制度運用や方針を前提として策定するものです。

外国人の在留資格や受入れ人数の管理は国の専権事項です。国の制度に基づき適法に入国し、適法に在留しながら本市で生活する外国人住民と、日本人住民が、共に地域の一員として安心して暮らせる環境を整えることが、地方自治体の果たすべき役割です。

本プランは、国の厳格かつ適正な制度運用と整合を図りつつ、地域の秩序と安心を守る多文化共生の取組を進めると共に、総務省の多文化共生プラン策定指針や日本語教育推進法の趣旨を踏まえ、生活支援、多言語による情報提供、地域交流、防災対応など、生活・地域レベルでの共生を推進するための基本的な方向性を示すものです。

### (3) 今治市共に生きる社会づくり条例及び本市の共生社会施策との関係

このプランは、令和6年に施行された「今治市共に生きる社会づくり条例」と密接に関連するものです。

この条例は、国籍や年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が互いの人権と個性を尊重し、安心して暮らせる社会を築くことを目的・理念としています。

この理念は、多様な文化的背景のある国籍を問わずすべての地域住民が共に支え合う「多文化共生社会」の考え方と一致しています。

このプランは、条例の理念を外国人住民との共生という具体的領域で実践していくための実行計画として位置付けられます。条例が共生社会の“基本理念”を示すものであるのに対し、プランはその理念を具体的施策や行動として具現化する“実施戦略”的役割を担います。

本市は、条例とプランを両輪として、市民一人ひとりが相互に認め合い、誰もが住み続けたいと感じる多文化共生社会の実現を目指します。

The page is divided into two main sections:

- Basic Concept (Basic理念)**:
  - 共生社会を目指すために大切なこと**:

今治市と市民と事業者が、お互いに協力しながら、共生社会の実現を目指します。
  - 個性の尊重**:

すべての人が、それぞれの多様性をもつて、大切にされること。
  - 支え合い・助け合い**:

すべての人が、お互いを認め合って、支えあって、助け合うことで、安心して生活ができること。
  - 社会参画機会の確保**:

すべての人が、自分のやりたい方法で、社会のたくさんのことについて、できるようになること。
- 基本的施策 (Basic的施策)**:
  - 理解を深める  
共生の意識づくり**:

共生社会について学ぶ機会をつくり、共生社会の考えを広める活動をします。
  - わかりやすい  
情報のやりとり**:

誰にでもわかりやすい言葉や方法で、市民が知りたい情報を伝えます。
  - みんなが  
暮らしやすいまち**:

市民が安全で安心して暮らせるように、多様性を考え、みんなが使いやすい施設などの整備をめざします。
  - 地域の支え合い**:

市役所や事業者と、お互いに協力・連携しながら、より良い地域づくりに取り組みます。
  - 共生を進める仕組みづくり**:

みんなで共生社会の実現を目指して、必要があるときには、より良い方法を考えます。
  - 合理的配慮**:

基本的施策を使って、合理的配慮ができるように取り組みます。

## (4) 本市の共生社会推進施策(全体)

分野	主な取組内容	目的・ねらい
多文化共生	国籍・文化にかかわらず、誰もが良き隣人関係を築き、多文化共生と多文化理解を推進するための各種施策の実施	国籍や文化の違いにかかわらず、互いに尊重し支え合う地域社会の実現
男女共同参画	「今治市男女共同参画推進条例」「今治市男女共同参画計画」に基づき、働き方改革、女性リーダー育成、DV防止啓発を推進	性別にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現
障がい者共生	「今治市障がい者計画」などに基づき、就労支援、生活支援、施設のユニバーサルデザイン化を推進	障がいの有無にかかわらず、共に暮らし働く環境づくり
高齢者福祉	地域包括支援センターを中心に、介護予防、見守りネットワーク、地域支え合い体制を整備	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる共助のまちづくり
子育て支援・青少年育成	「今治市子ども計画」に基づき、子育て支援センター運営、学童保育・相談体制の充実	次世代を社会全体で支える環境づくりと健やかな成長の促進
人権啓発	「今治市人権施策基本計画」に基づき、学校・地域・企業への啓発や研修を実施	差別や偏見のない、人権が尊重される地域社会の形成

## (5) SDGsとの関係

このプランは、本市が令和6年（2024年）3月に行った「今治市SDGs宣言」を踏まえ、SDGs（持続可能な開発目標Sustainable Development Goals）の目標1「貧困をなくそう」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標16「平和と公正をすべての人に」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」に関連付けられ、この八つの目標達成に向けて取組を進めていきます。

特に、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標16「平和と公正をすべての人に」との関連が強く、外国人住民の日本語学習機会の確保、医療・教育・防災へのアクセス改善、地域社会での相互理解の促進などを通じて、持続可能で包摂的な社会の実現を目指します。

このプランは、SDGsの理念「誰一人取り残さない社会」を本市において具現化するものであり、市全体の長期的な発展と国際的責務の両立を支える指針となります。

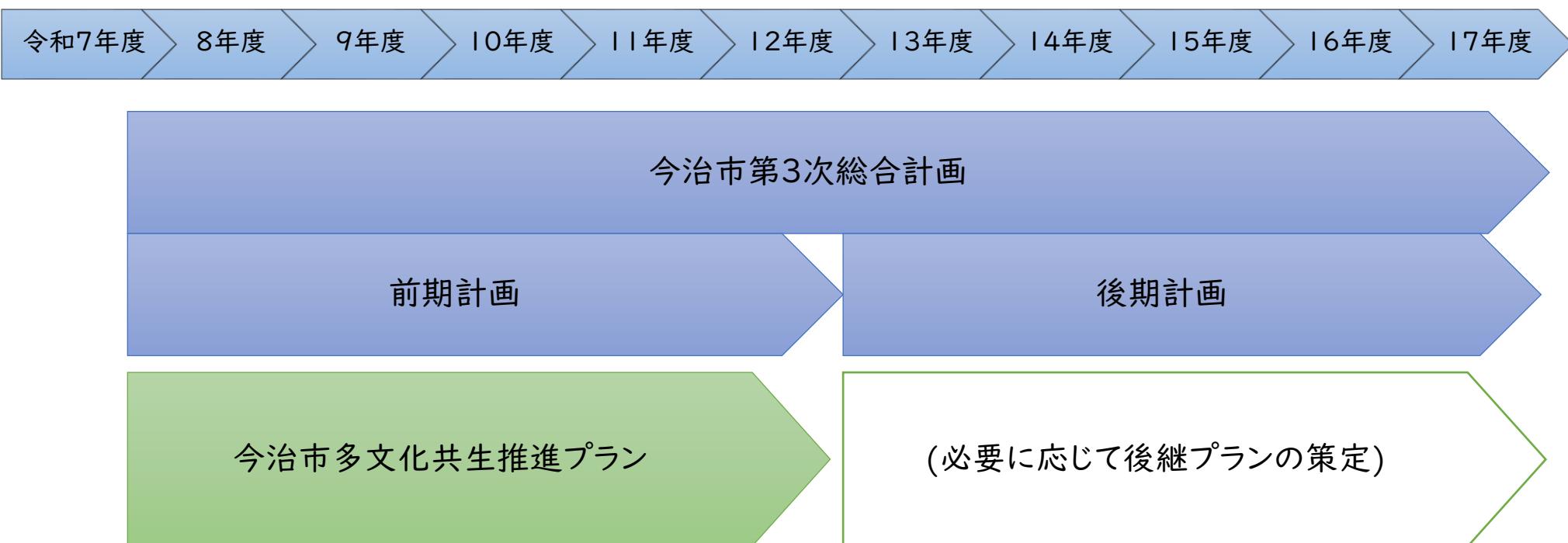


### 3 プランの計画期間

今治市第3次総合計画の計画年次は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間であり、前半5年間（令和8年度から12年度まで）を「前期計画」、後半5年間（令和13年度から17年度まで）を「後期計画」の期間としています。

このプランは、第3次総合計画の下位計画に位置付けられていますが、多様化する社会の情勢を的確に反映するため、前期計画と同一の期間である令和8年度から12年度までを計画期間とします。

なお、令和13年度以降についても、必要に応じて、後継プランを策定することを検討するものとします。



## 4 用語の定義

### 「多文化共生」とは

「多文化共生」とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こう」としながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と総務省は定義していますので、このプランにおいてもこの定義によることとします。

### 「外国人住民」とは

「住民」とは、当該市町の区域内に住所を有する人のことをいいますが、本市以外に住所を持ち、本市に通勤や通学をしている人もいます。

また、「出入国管理及び難民認定法」では「外国人」を、日本の国籍を有しない者と定めていますが、本市内には日本国籍を有しながらも様々な文化的背景を持つ人や、外国籍を持ちながらも生活者として長く住んでいる人もいます。

このプランでは、日本国籍の有無にかかわらず外国にルーツを持ち、本市に関わりのある人を「外国人住民」という言葉で表現します。

### 「やさしい日本語」とは

「やさしい日本語」とは、普段使われている日本語を外国人などにもわかるように簡単にした日本語のことです。阪神淡路大震災のとき、日本語が十分に理解できない外国人もたくさんいました。そこで、災害時に情報を得られなくて困っている外国人に、できるだけ「早く」「正確に」「簡単に」情報を伝えるために考え出されたのが「やさしい日本語」です。今では、災害時だけではなく、コミュニケーションの手段としても使われています。

(出典:HAKUNA MATATA「やさしい日本語をつかおう!」2024年第三版第一刷)



## 第2章

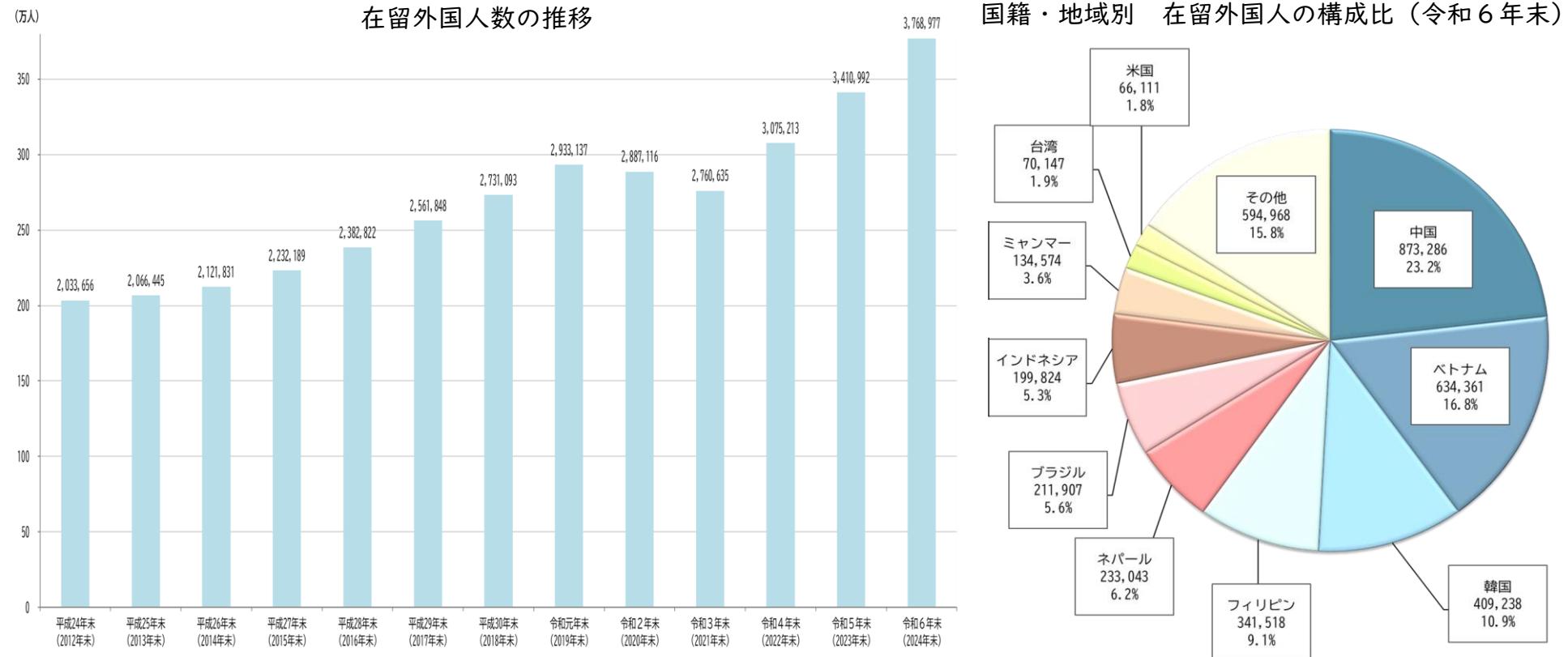
# 外国人をめぐる本市と国・県の現状

# I 国や県の動向

## (I) 国の動向

日本で暮らす外国人住民の人数は、2024年（令和6年）12月末時点で3,768,977人（前年末比357,985人、10.5%増）を数え、過去最高となりました。

また、在留カード及び特別永住証明書上に表記された国籍・地域は195を数え、多国籍化も進んでいます。



出典:出入国管理庁ホームページ (<https://www.moj.go.jp/isa/content/001434755.pdf>) 令和7年10月4日閲覧

このような中、総務省は、地方自治体による「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、令和2年（2020年）「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を行いました。

## 「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

### 旧プラン（2006年）

#### 【背景・趣旨】

- 日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」の推進が必要。
- 都道府県・市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、外国人を地域で生活する住民として捉える観点から、総務省プランを策定。

#### 【施策】

##### ① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化

日本語及び日本社会に関する学習支援

##### ② 生活支援

居住

教育

労働環境

医療・保健・福祉

防災

##### ③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発

外国人住民の自立と社会参画

↑  
多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体の役割分担と連携・協働

### 改訂プラン（2020年）

#### 【背景・趣旨】

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。
- 社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義は次のとおり。
  - (1)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
  - (2)外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
  - (3)地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
  - (4)受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

#### 【施策】

##### ① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化（ICTを活用）、相談体制の整備

日本語教育の推進 | 生活オリエンテーションの実施

##### ② 生活支援

教育機会の確保 | 適正な労働環境の確保 | 災害時の支援体制の整備

医療・保健サービスの提供 | 子ども・子育て及び福祉サービスの提供

住宅確保のための支援 | 感染症流行時における対応

##### ③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成 | 外国人住民の社会参画支援

##### ④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

留学生の地域における就職促進

↑  
多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

国はこれまで、外国人住民を取り巻く環境の変化に対応するため、外国人住民の受入れ環境整備と共生社会づくりに取り組んできました。特に2018年（平成30年）以降は、深刻化する人手不足などを背景に、特定技能制度の導入や、「日本語教育の推進に関する法律」を施行するなど、多文化共生の取組を進めています。

年	国の動き
平成30年 2018年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」を閣議決定。</li> <li>新たな在留資格「特定技能」を創設。人手不足が深刻な14の産業分野において、外国人の就労が可能となる。</li> <li>「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。共生社会の実現に向けた、目指すべき方向性を示す。</li> </ul>
令和元年 2019年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本語教育の推進に関する法律」を施行。多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現するため、日本語教育に関する施策を推進。</li> </ul>
令和2年 2020年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（文化庁）を開始。「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。</li> <li>「地域における多文化共生推進プラン」（総務省）を改訂。</li> </ul>
令和4年 2022年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）を策定。国を目指すべき外国人との共生社会のビジョンや取り組むべき施策等を示す。</li> </ul>
令和6年 2024年	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習に代わる新たな制度として「育成就労」を新設するための関連法「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が、国会で成立。</li> </ul>
令和7年 2025年	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国知事が「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す」と宣言。</li> <li>全国で秩序ある多文化共生を求める流れが鮮明となる。</li> <li>外国人共生担当大臣の設置をはじめ、税・社会保険料の未納防止、出入国管理の厳格化、不動産保有の実態把握など、外国人政策の適正化に向けた取組が始まる。</li> <li>令和9～10年度の「育成就労」「特定技能」による受入れ上限数を1,231千人とする素案が公表される。</li> </ul>

## 多文化共生・外国人政策における国と地方公共団体の役割整理

分野	国の役割（国の専権事項）	地方公共団体の役割 (生活・地域レベル)
外国人受入れの基本方針	外国人政策全体の方向性決定（受入れ是非・規模・分野）	国の方針を前提に、地域生活への影響を踏まえた施策整理
在留資格・出入国管理	在留資格の創設・改廃、上限設定、審査・許可・取消	在留資格の運用に直接関与しない
国境管理・治安	入国審査、退去強制、不法滞在対策	地域の安全確保、生活ルール啓発、相談・通報連携
労働制度	育成労・特定技能等の制度設計、業種別受入れ枠設定	労働環境や生活面の相談支援、関係機関との連携
税・社会保険制度	制度設計、徴収ルール、未納対策の法制度整備	制度の周知、未加入防止の啓発、地方税滞納への対応
不動産・土地制度	法制度整備、実態把握、規制の検討	生活環境への影響把握、地域トラブル対応
教育制度	学校制度、日本語教育政策の基本方針	学校現場での日本語支援、学習・生活適応支援
日本語教育	日本語教育推進法の制定、施策の基本方針	地域日本語教室の実施・支援、学習機会の確保
多文化共生政策	基本指針（総務省多文化共生プラン策定指針）	地域実情に即した多文化共生プランの策定・実施
生活支援	制度的支援の枠組み整備	医療・防災・相談・情報提供など生活密着型支援
防災・災害対応	国の防災制度・基準整備	多言語情報提供、地域防災訓練、共助体制づくり
地域コミュニティ	国は直接関与しない	自治会・企業・学校と連携した地域づくり
移住・定住の管理	制度上の管理は国	人数コントロールは行わず、共生環境整備に注力
人権・差別防止	法制度・国際人権条約等の対応	啓発、相談、地域での相互理解促進
情報発信	制度・法令情報の発信	多言語・やさしい日本語による生活情報提供

## (2) 愛媛県の動向

愛媛県は、県が進めるべき国際化及び多文化共生への取組の基本理念、基本方向並びに推進方策等を示すと共に、民間と行政が連携を図りながら、それぞれの特性を活かして多様な国際交流や国際協力、多文化共生の取組を展開していくための行政・民間双方のガイドラインとして、平成30年3月に「えひめ国際化・多文化共生指針」を策定しています。

### 国際化を支える人づくり

- ・地域の国際化を支える基本は「人」であり、地域に生活する一人ひとりが国際感覚を磨くことが何よりも大切です。
- ・郷土愛媛や日本の歴史、文化を理解し、自己を発現できると同時に、世界に関心を持ち、世界の国々やそこに暮らす様々な人々の多様な生活文化や価値観に対しても、違いを違いとして認め尊重することのできる、国際感覚に溢れる人づくりを推進する必要があります。

### 国際化推進のための基盤づくり

- ・地域の国際化を総合的に推進するためには、行政と民間がそれぞれの役割を果たしながら、連絡・連携を密にし、お互いに補完・協力し合う推進体制を確立することが重要です。特に、国際交流・協力の分野では民間の果たす役割が大きいことから、民間の創造的活動を、行政としても支援していくことが大切です。
- ・このため、行政と民間が一体となった推進体制の確立を図るとともに、ソフト・ハード両面から、県民や民間企業・団体などが容易に国際交流・協力活動を行うことができるよう、国際化推進の基盤づくりを進めます。

### 世界に開かれた愛媛づくり

- ・国境を越えた国や地域間の相互依存関係が深まる中で、本県においても、世界の様々な国や地域、そしてそこに住む人々との交流を深め、友好・信頼関係の深化と、お互いに競争し学び合うことによる相互の向上を目指すことが大切です。
- ・県民と外国人とが日常の中で気軽に集い、友好の輪を広げるとともに、交流を通じた相互の研鑽と理解など、多様な国際交流を展開し、お互いの向上と発展に努めています。
- ・また、愛媛に住む外国人の増加に対応して、外国の人々が、もう一度訪れたい、ずっと住んでいたいと思うような地域社会を形成していくことが重要です。
- ・在県外国人も同じ県民であり、その人権に配慮して、社会の仕組みや県民の意識を外に開かれたものへと変革を図り、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

### 世界と共に生きる愛媛づくり

- ・我が国は、世界一のODA（政府開発援助）供与国となっていますが、開発途上国等の援助ニーズの多様化とともに、公害防止や保健・医療、福祉のシステムづくり、教育、消防・防災、地域産業振興等の住民生活や地域に密接に関わる分野での協力の拡大が求められるようになっており、国による援助に加えて、これらの分野に豊富な人材とノウハウを持つ地方が、住民等の参加による顔を見る国際協力を展開することが期待されています。
- ・また、環境破壊などの地球規模の問題の解決や平和の実現など、人類共通の課題への取組を進め、世界と共に生きる愛媛づくりを推進します。

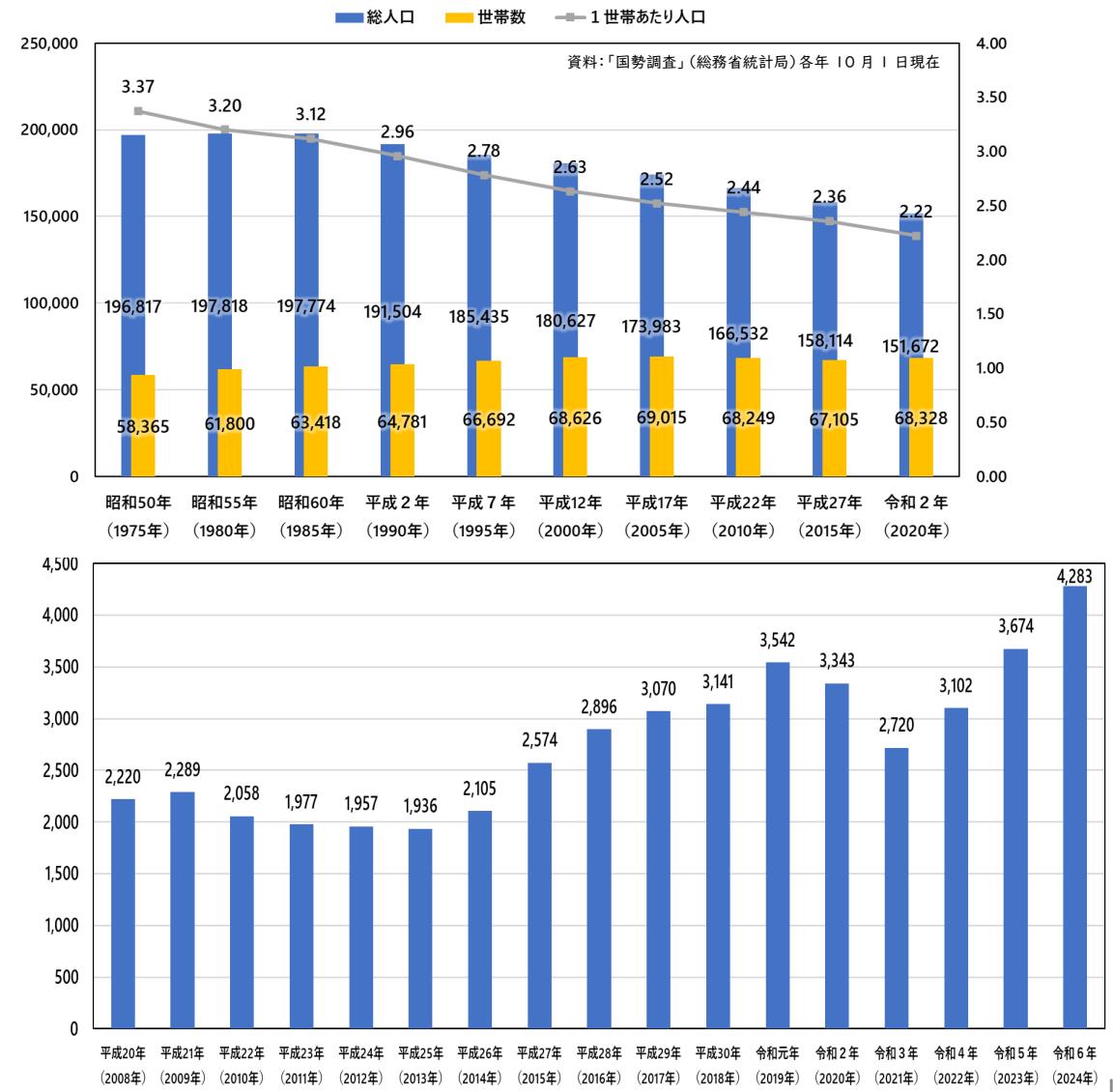
## 2 本市の人口の現状と予測

### (1) 人口推移

#### 本市の総人口と世帯数・1世帯当たりの人口

本市の総人口は、昭和 55 年をピークに一貫して下がり続け、令和 2 年は、151,672 人（平成 27 年比 4.1% 減）となっています。

また世帯数については、平成 17 年から平成 27 年にかけては減少していますが、平成 27 年から令和 2 年にかけては増加しています。1 世帯当たりの人口については、年々減少しています。



#### 外国人人口

本市の外国人住民の人口の推移をみると、平成 26 年以降に年々増加し、令和元年には 3,542 人（平成 26 年比 68.3% 増）となっています。その後、令和元年と比較すると、令和 2 年から 4 年においては、新型コロナウイルス感染症によって減少しているものの、令和 5 年には 3,674 人で令和元年を上回る水準となっています。さらに、令和 6 年には 4,283 人（平成 26 年比 103.5% 増）となるなど、外国人住民の人口は増加を続けています。

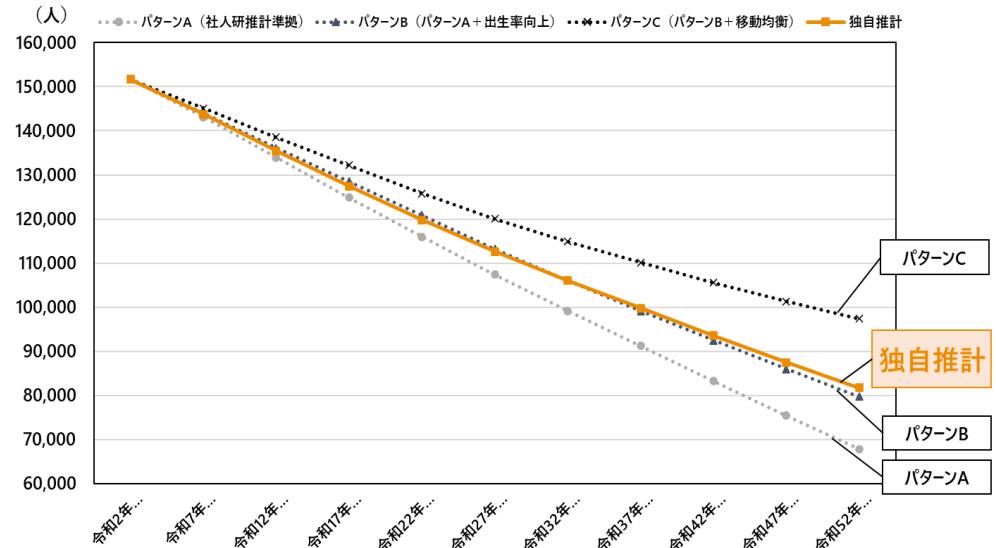
## (2) 人口推計

今治市人口ビジョン(令和7年3月)より抜粋

### 人口推計結果の概要

本市の人口は、パターンA(社人研※1推計)では令和32年(2050年)に10万人を下回ると予想されています。一方、人口定常化など適切な施策を講じることで、独自推計では10万人を維持できる見込みです。

また、パターンA(社人研推計)では令和52年(2070年)に7万人を下回ると予想されますが、独自推計では81,788人と推計され、8万人を維持する見通しです。



### 本市の外国人人口推計

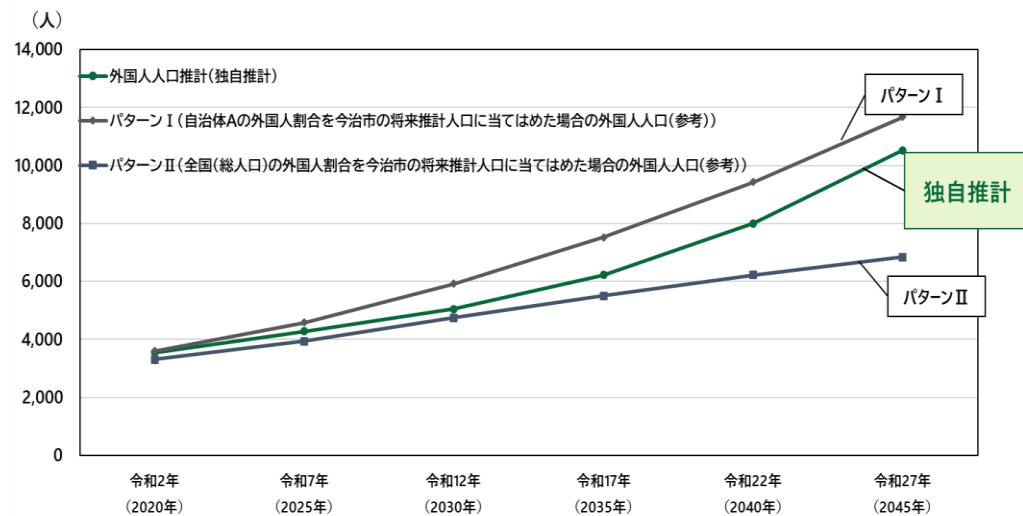
本市の外国人人口は平成26年以降増加しており、今後もその傾向が続くと見込まれることから、本市独自の外国人人口の見通しを推計※2しました。

令和7年の外国人人口は4,283人ですが、独自集計による推計の結果、計画年次である令和12年には5,044人となり、令和22年には6,227人に、令和27年には10,521人に達すると想定されます。

※1 国立社会保障・人口問題研究所

※2 外国人の人口動態は国外からの出入国が主な要因であるため、コーホート要因法での推計に適していないことから、令和2年と令和7年の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法を用いて推計を行った。この場合、長期的な変化率を予測するのは困難であることから、見通しの推計は令和27年までにどめている。

なお、参考として、外国人人口が多く本市と人口規模や産業構造が類似する自治体Aの外国人人口の割合や、社人研推計による全国の外国人人口の割合を、今治市の将来推計人口に当てはめた場合の外国人人口推計の見通しも示している。



### (3) 国籍別・在留資格別の状況

令和7年10月31日現在の国籍別・在留資格別の外国人登録数は、以下のとおりです。

国籍	在留資格 技能実習	特定技能	技術・人文知識・ 国際業務	留学	特別永住者	家族滞在	永住者・定住者等				その他	合計
							永住者	日本人の配偶者	永住者の配偶者	定住者		
フィリピン	1,061	721	82	0	0	39	76	8	6	11	8	2,012
ベトナム	500	166	24	4	0	6	3	7	0	1	29	740
中国	119	155	28	45	0	18	276	17	6	7	33	704
インドネシア	231	140	21	12	0	6	6	0	0	0	5	421
ミャンマー	46	69	8	91	0	0	1	1	0	0	0	216
ネパール	20	6	6	73	0	12	1	0	0	0	5	123
韓国	0	0	17	9	30	1	5	5	0	0	5	72
その他(38カ国)	114	12	21	9	4	18	67	37	2	24	39	347
合計	2,091	1,269	207	243	34	100	435	75	14	43	124	4,635

○「永住者・定住者等」とは、一般的には、「身分系外国人」と表現され、「日本において特定の身分や地位に基づいて在留資格を持つ外国人」を指し、  
就労に制限がないことが特徴です。「永住者(特別永住者を除く。)」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」が含まれるとされます。

○「永住者」…法務大臣が永住を認める者。

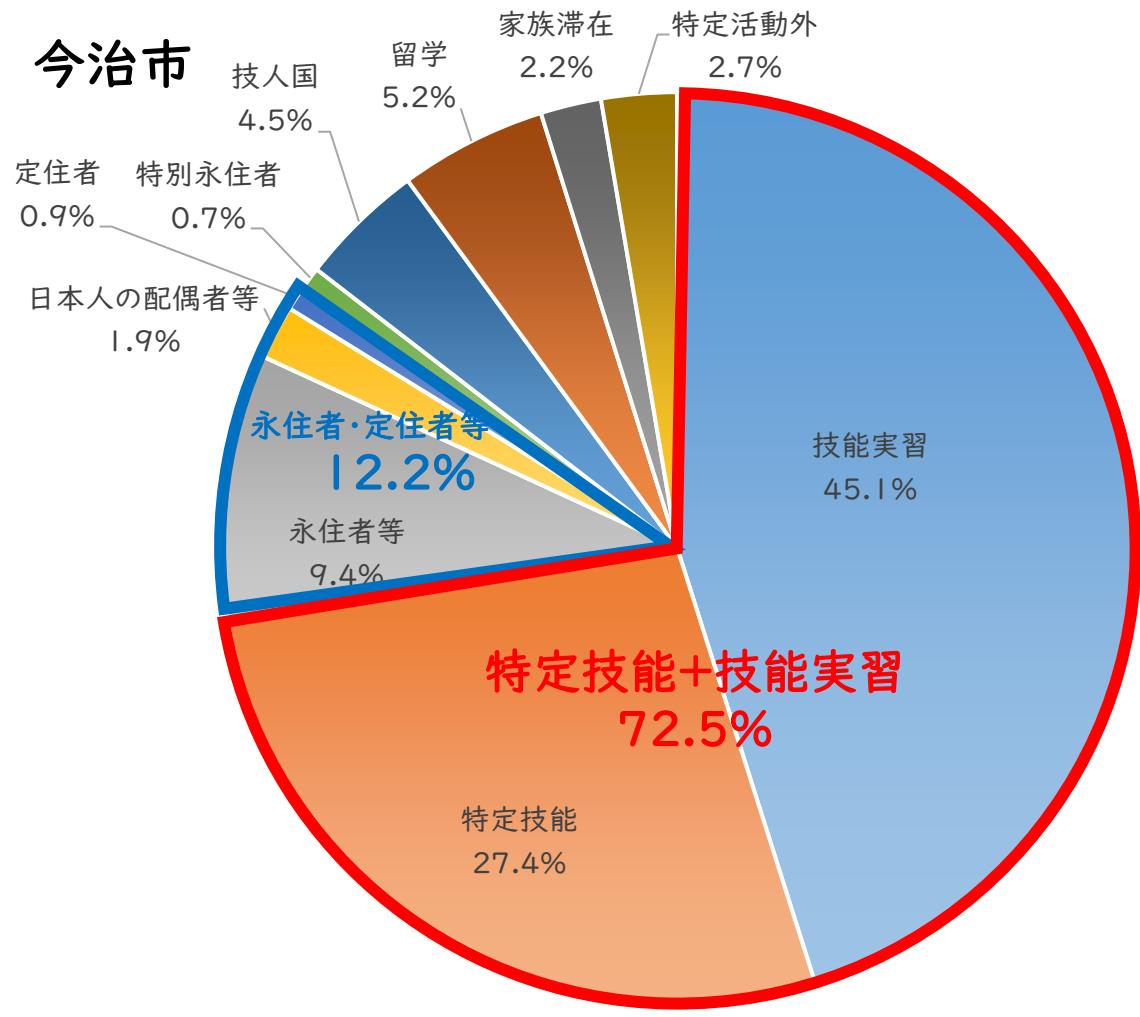
○「日本人の配偶者等」…日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者。

○「永住者の配偶者等」…永住者等(特別永住者を含む。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者。

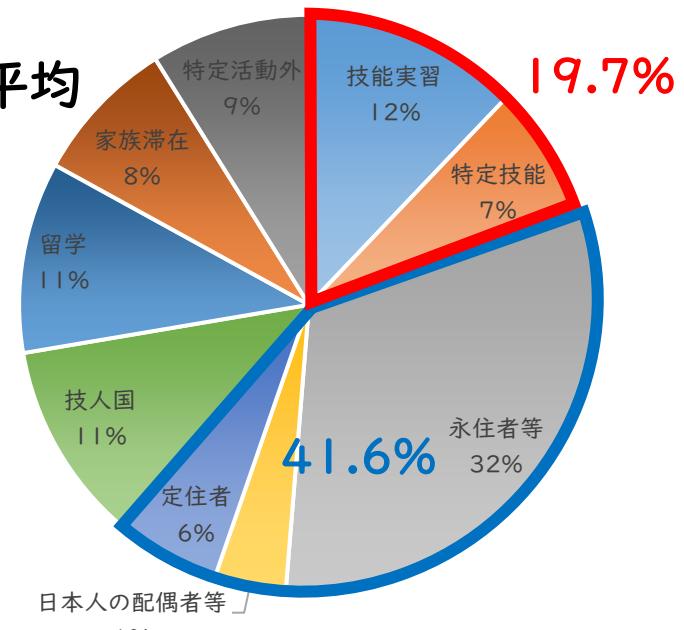
○「定住者」…法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等。

○「特別永住者」…「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により付与された在留の資格の保有者。

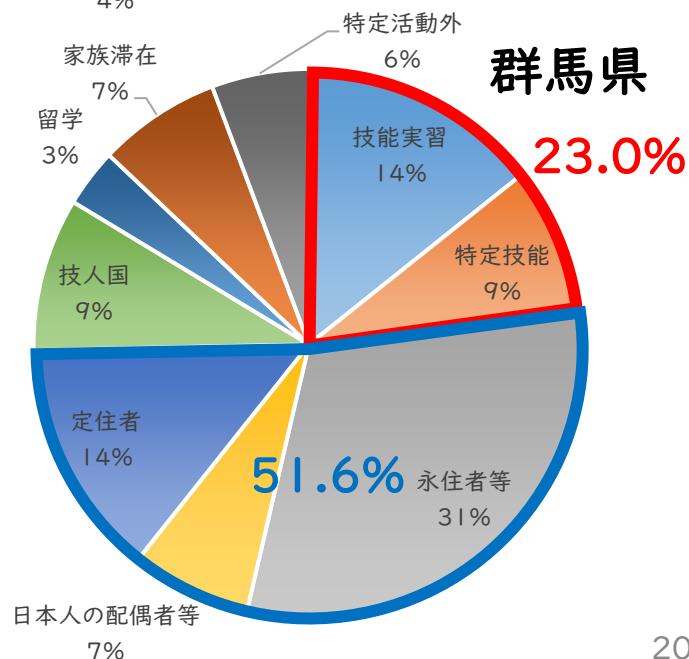
# 今治市



# 全国平均



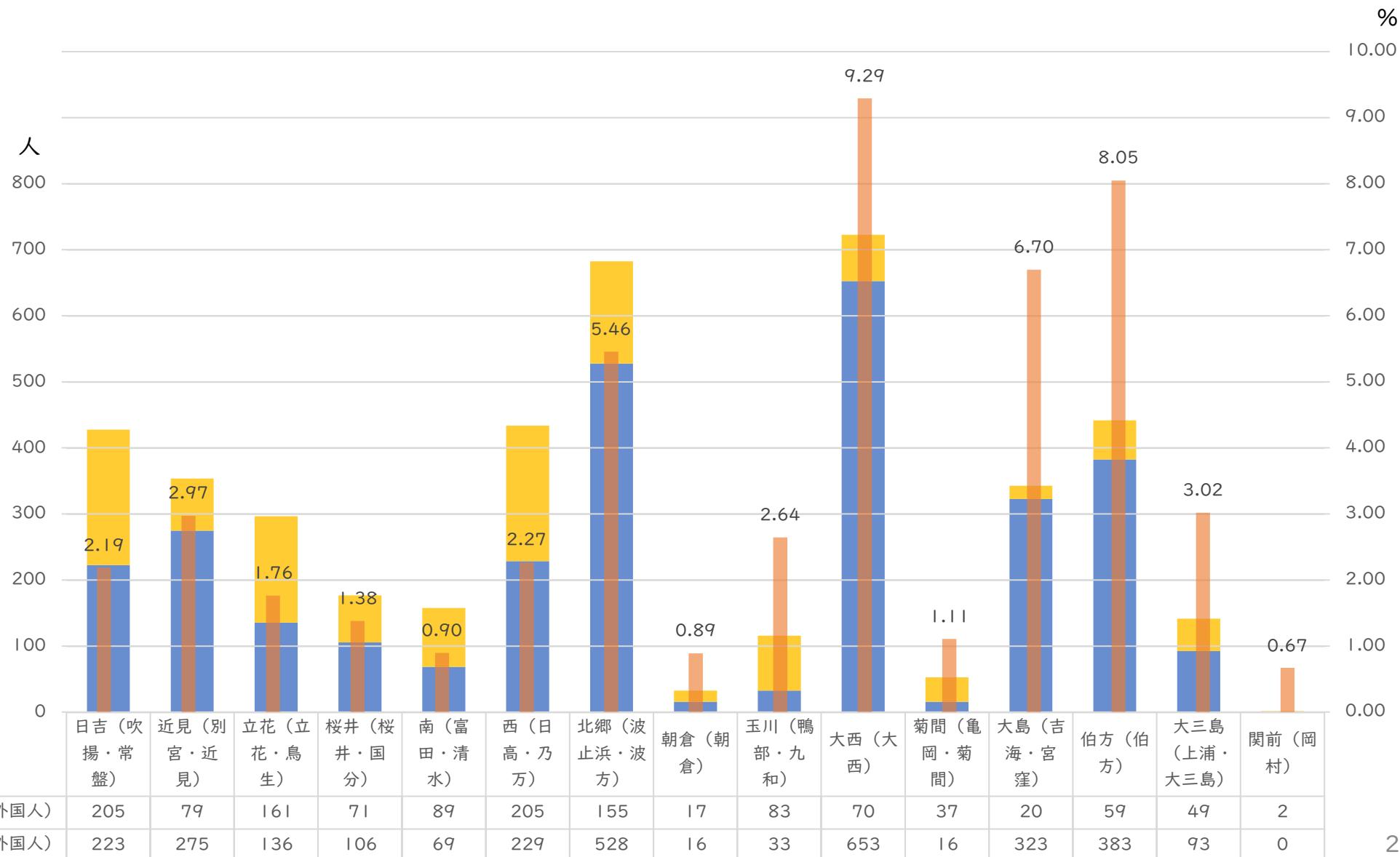
# 群馬県



本市の在留資格別外国人人口構成は、しまなみ海道の対岸に位置する福山市や尾道市(姉妹都市)などと同様に「技能実習」や「特定技能」の在留資格が多く、太田市(姉妹都市)の属する群馬県や全国平均と比べると永住者・定住者等の比率が相対的に低い特徴があります。

このことは、本市の外国人住民の多くがいずれかの企業に所属していることを示すものであり、所属企業や監理団体・支援機関等を通じて本市の外国人住民への施策展開を検討できる可能性を示唆しています。

#### (4) 中学校区別の外国人住民数及び校区住民に占める外国人住民の割合





## 第3章 基本的な考え方と施策体系

# I 基本理念

多文化共生のまちづくりに向けた目指すべき姿として、基本理念を定めます。

## 瀬戸内の世界都市として 誰もが住み続けたい輝くまち

本市では、外国人住民が年々増加し、多国籍化・多様化が進んでいます。そのような中で、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会の実現が、これまで以上に重要となっています。

まずは、お互いの生活習慣や文化、価値観の違いを理解し、相互に尊重する姿勢を育みながら、すべての住民が共通のルールを守り合うことで、地域の秩序と安心を確保していくことが求められています。このプランでは、外国人住民を「支援の対象」としてのみ捉えるのではなく、地域社会を共に支える重要な一員として位置づけ、能力を発揮し、活躍できる環境を整え、多文化共生のさらなる深化につなげて行こうとしています。そのためには、地域や企業、学校など多様な主体が連携し、参画と協働の機会を広げることも欠かせません。

さらに、秩序ある共生社会を実現するためには、国籍にかかわらずすべての住民に同じルールが適用され、ルール違反には毅然と対応するという明確な姿勢も必要です。このプランでは、外国人住民を特別に優遇するものではなく、生活ルールやマナー、防災や医療情報をわかりやすく伝える仕組みを整えることで、地域の不安やトラブルを未然に防ぎ、市民生活の安定を図るための基盤づくりを目的としています。

このプランは、すべての住民が互いの違いを認め合いながら、地域の秩序と安心を守り、誰もが自らの能力を発揮できる環境を段階的に整備していくための本市の多文化共生施策の基本的な方向性を示すものです。

本市は、すべての住民の人権が尊重され、共に暮らす住民として、誰もが参画できる社会の実現に向けて、住みたいまちとして選ばれ、住み続けたいと思える秩序ある多文化共生のまちを目指します。

## 2 理念と施策の基本方針

### 「瀬戸内の世界都市として 誰もが住み続けたい輝くまち」になるために

国籍や文化にかかわらず、共に地域を支える住民として良き隣人関係を築き、秩序ある共生社会と多文化理解を進めるために、四つの施策を展開します。

文化や言葉の違いによる諦め  
↓  
お互いの違いを認め  
学び合える関係へ

【みんなで取り組むこと】

言葉や文化の違いを認め合い  
コミュニケーションを取ってみよう

言葉や文化の違いを  
認め合おう

「やさしい日本語」で  
コミュニケーションを取ろう

どこかの知らない誰かさん  
↓  
話したことのある  
「あの子」へ

【良き隣人となるために】

みんなで  
生活上のルールを守ろう  
  
ルールの「見える化」と  
違反には毅然とした対応

#### 施策の基本方針(四つの施策)

人が元気に  
なるまちへ

しなやかで  
強靭なまちへ

産業に活力を  
与えるまちへ

輝くまちへ

【良き隣人となるために】

みんなで  
地域や社会で交流しよう  
  
地域行事等への参画  
交流の機会創出

何かをしてあげる関係  
↓  
お互いが支え合う関係へ

いざというときに支え合える  
関係性を普段からつくろう

暮らしやすいまちを  
みんなでつくろう

【みんなで取り組むこと】

共に支え合える関係性をつくろう

分断と漠然とした不安  
↓

お互いが笑顔で交流し  
協力・協調できる関係へ

### 3 基本方針と施策体系

基本理念を達成するために必要な四つの基本方針と、基本方針の実現に向けた施策体系を示します。

基本理念

基本方針

施策体系

人が元気に  
なるまちに

必要な人に必要なサービスや情報が届く仕組みの構築

外国人住民の生活相談体制の充実

地域社会への参画と協働の推進

行政情報等の多言語化と「やさしい日本語」化

教育・子育て・保健・医療・介護等に関する支援

しなやかで  
強靭なまちに

防災、交通安全・防犯の推進

生活に身近なルールなどの周知と啓発

産業に活力を  
与えるまちに

外国人材の受け入れ支援

定着促進とキャリア形成支援

輝くまちに

日本語学習機会の確保と母語保持への配慮

食・アート・スポーツ・音楽などをkeyに多文化交流の促進

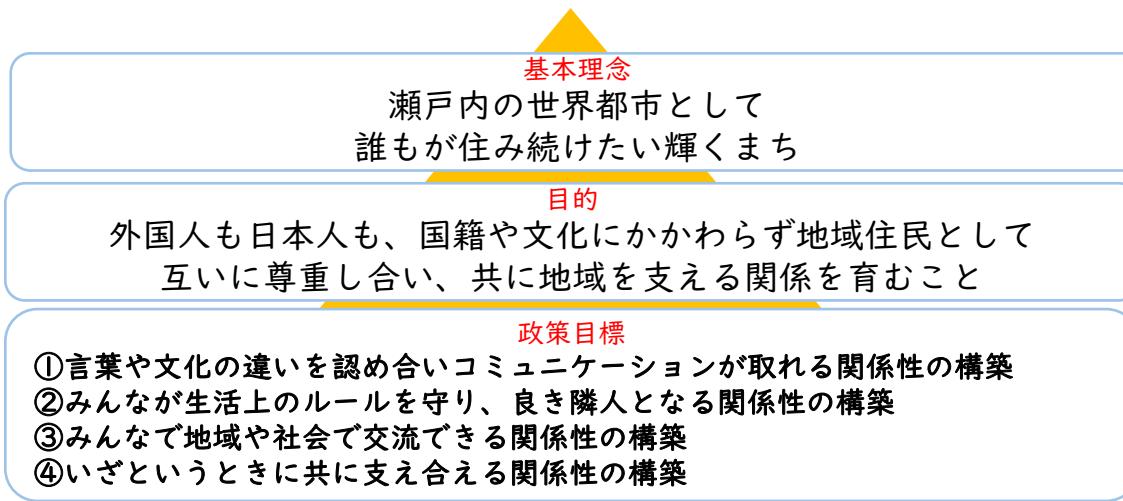
相互理解の促進と多文化共生の機運醸成

外国人住民に伝わるコミュニケーション手段の普及

本市にゆかりのある外国人や在外邦人との連携・交流促進

瀬戸内の世界都市として  
誰もが住み続けたい  
輝くまち

## 4 多文化共生施策の全体像



**秩序ある多文化共生社会**

- ・外国人住民にも同じルールを適用し、ルール違反には、毅然と対応することが原則
- ・このプランは、外国人を過度に優遇するものではなく、地域のトラブルを未然に防ぎ、市民生活の安定を守るために必要な基盤整備の方針

### 施策の基本方針（四つの施策）

#### 人が元気になるまちへ

- 必要な人に必要なサービスや情報が届く仕組みの構築
- 外国人住民の生活相談体制の充実
- 地域社会への参画と協働の推進
- 行政情報等の多言語化と「やさしい日本語」化
- 教育・子育て・保健・医療・介護等に関する支援

#### しなやかで強靭なまちへ

- 防災、交通安全・防犯の推進
- 身近なルールなどの周知と啓発

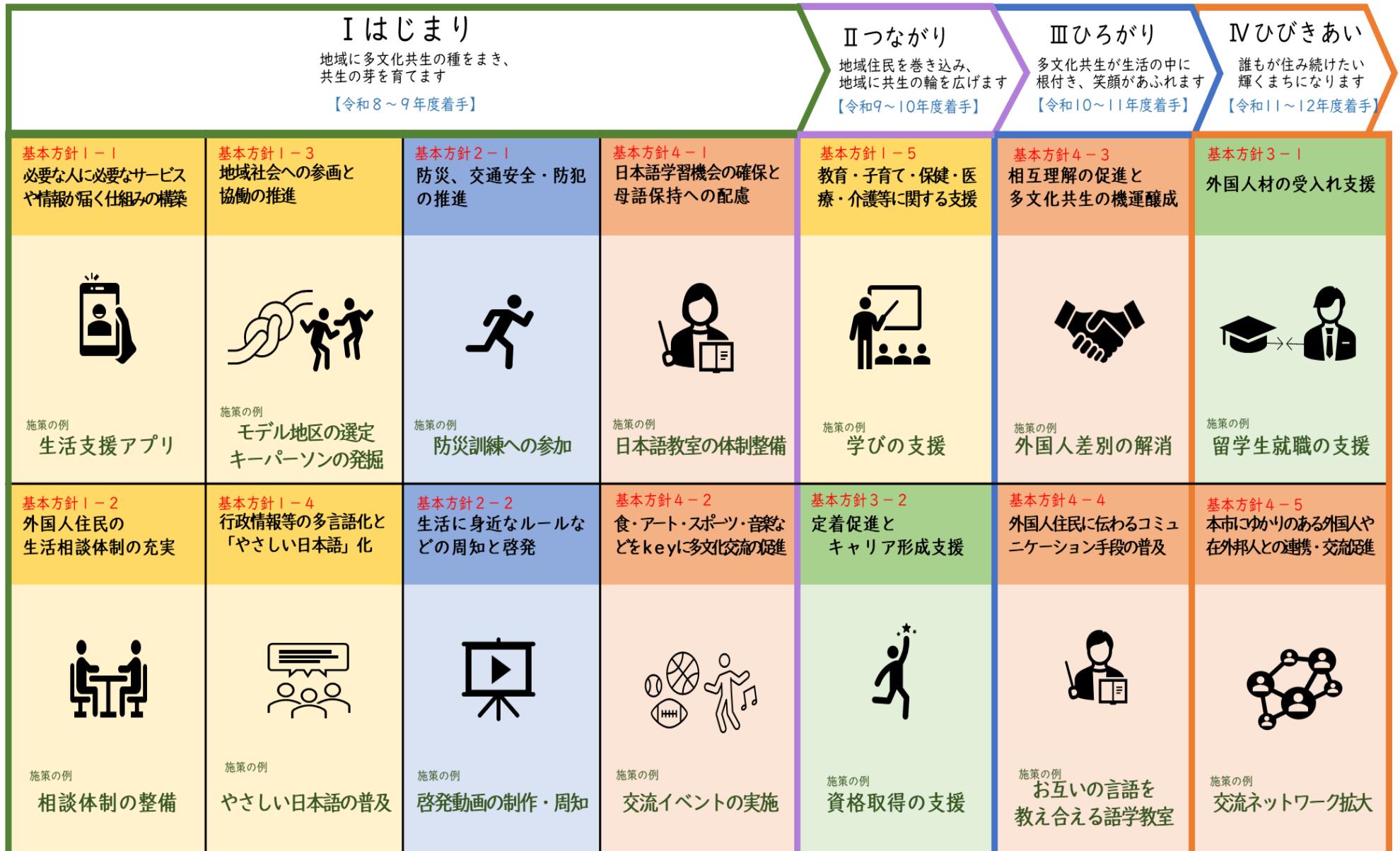
#### 産業に活力を与えるまちへ

- 外国人材の受け入れ支援
- 定着促進とキャリア形成支援

#### 輝くまちへ

- 日本語学習機会の確保と母語保持への配慮
- 食・アート・スポーツ・音楽などをkeyに多文化交流の促進
- 相互理解の促進と多文化共生の機運醸成
- 外国人住民に伝わるコミュニケーション手段の普及
- ゆかりのある外国人や在外邦人と連携交流促進

# 5 施策のロードマップ



## 6 基本方針と施策の方向性

基本理念を達成するために必要な四つの基本方針を定め、目指す姿を明確にして施策を推進します。

### 基本方針Ⅰ 人が元気になるまちに

外国人住民が、様々なライフステージとその移行期で困ることがないよう、相談・支援体制を充実し、国籍にかかわらずすべての住民が同様のサービスが受けられる環境を目指します。

現状

- 行政情報が外国人住民に届いていない。
- 相談窓口があることを知らない外国人住民が多い。
- 外国人住民にとって、日本の文化や生活習慣を理解することが難しい。
- 防災情報や医療情報が必要であるとする外国人住民が多い。
- 医療機関で言葉が通じないなど日本の医療制度が理解できないとする外国人住民が多い。
- 外国人住民の住宅確保が困難な状況がある。



めざす姿

- 必要な人に必要なサービスや情報が届くよう、プッシュ型で情報発信できる体制が整っている。また、必要な情報が取り出せるようフル型の情報も充実している。
- 外国人住民が困った時に相談できる窓口を知っており、自ら相談することができる。
- 国籍にかかわらずすべての地域住民が、地域を支える一員として地域活動に参画している。
- 母語等の理解できる言語で行政情報が入手できる。
- 日本語指導が必要なすべての子どもが必要な指導を受けることができるなど、安心して学べる環境が整っている。
- 外国人住民が安心して必要な行政サービス（子育て・保健・福祉・医療・介護等）を受けることができる。
- 安全・安心に暮らせる住居と就労環境が整っている。

## 施策の方向性

施策体系	施策の方向性
I-1 必要な人に必要なサービスや情報が届く仕組みの構築	様々なライフステージとその移行期における体系的・計画的な支援を推進します。また、必要な人に必要なサービスや情報が届く情報発信の体制を整えます。
I-2 外国人住民の生活相談体制の充実	外国人住民が相談できる体制の充実と、その周知を図ります。
I-3 地域社会への参画と協働の推進	地域の維持・活性化に向けて、外国人住民との連携・協働を図り、同じ地域に住む一員として、共に生きる社会づくりを推進します。
I-4 行政情報等の多言語化と「やさしい日本語」化	外国人住民が必要な行政サービス等についての情報を受けられるよう、多言語や「やさしい日本語」での情報発信を推進します。
I-5 教育・子育て・保健・福祉・医療・介護等に関する支援	外国ルーツの子どもの増加や多様化に対応し、すべての子どもが安心して学べる環境づくりを推進します。 誰もが母語で子育てができる権利を有することを尊重し、外国ルーツの子どもの母語保持を応援します。 外国人住民が安心して生活するために必要な行政サービス（子育て・保健・福祉・医療・介護等の各分野）を受けられるよう、多言語化や「やさしい日本語」化等への取組の充実を図ります。 適正な居住環境の確保と、就労環境の整備を推進します。

## (Ⅰ) 目標指標 (KPI)

指 標	現状 (2024年度)	目標年次 (2030年度)
「ずっと住み続けたい」と「10年くらいは住みたい」と回答する外国人住民の割合	72.2%	72.2%以上
今治市HP、今治市公式SNS、生活支援アプリ(公式)等の外国語・やさしい日本語での閲覧数		

## (2) 具体的な取組内容

### I-1 必要な人に必要なサービスや情報が届く仕組みの構築

様々なライフステージとその移行期における体系的・計画的な支援を推進します。  
また、必要な人に必要なサービスや情報が届く情報発信の体制を整えます。

	取組内容	関係課	主な連携先
	<p><b>I-1-1 ライフステージの継ぎ目における体系的・計画的な支援</b> 入学や就職、妊娠・出産・子育て等、ライフステージの継ぎ目において、外国人住民が適切な行政サービスを受けられるよう情報提供等を行い、誰ひとり取り残されることのない支援を行います。</p>	市民参画課 多文化・共生社会推進室 関係各課	外国人支援団体 今治市国際交流協会
先行実施	<p><b>I-1-2 企業や団体、外国人コミュニティと連携したニーズ把握</b> 企業や関係団体、監理団体や支援機関、外国人コミュニティ等から定期的に情報収集を行い、外国人住民の現状やニーズの把握に努め、必要な施策へ反映します。</p>	市民参画課 多文化・共生社会推進室 関係各課	外国人支援団体 関係団体 企業・団体 今治市国際交流協会
先行実施	<p><b>I-1-3 生活支援アプリなどを用いたプッシュ型の情報発信</b> 外国人住民を対象にプッシュ型で災害支援情報や市からのお知らせを配信するほか、ハラル認証の店舗の情報など、外国人住民にとって有益な情報を提供する生活支援アプリを開発し、展開します。</p>	市民参画課 多文化・共生社会推進室 未来デジタル課 関係各課	監理団体・支援機関 企業・団体 教育機関 外国人支援団体 今治市国際交流協会

# 【参考】外国人住民 生活支援アプリの開発



- 多言語対応
- 外国人住民と外国人関係者の登録を想定
- 市・関係機関からプッシュ型での情報発信
- 買い物等のお得情報(クーポン等)を随時配信



## I-2 外国人住民の生活相談体制の充実

外国人住民が相談できる体制の充実と、その周知を図ります。

取組内容	関係課	主な連携先
<b>I-2-1 外国人相談窓口の充実</b> 生活上の様々な困りごとについて多言語で相談できる外国人相談窓口や、オンライン相談を充実・周知します。必要に応じて関係課や関係機関につなぎます。 相談員が対応できない言語については、翻訳アプリ等を活用し、対応します。	市民参画課 多文化・共生社会推進室 市民が真ん中相談センター	今治市国際交流協会 愛媛県 関係機関
<b>I-2-2 窓口での「やさしい日本語」や多言語での対応推進</b> 窓口等すべての職員が「やさしい日本語」で対応できるよう職員研修を充実させると共に、ICTを活用して、翻訳アプリ等を用いた多言語対応を推進します。	人事課 市民参画課 多文化・共生社会推進室 未来デジタル課 関係各課	今治市国際交流協会 関係団体
<b>I-2-3 身近な支所等での相談対応</b> 各支所等が外国人住民にとっても、身近な相談窓口となるよう取り組みます。相談に対して、必要に応じて関係課や関係機関につなぎます。	市民参画課 多文化・共生社会推進室 市民が真ん中相談センター 地域振興課 しまなみ振興課 各支所住民サービス課	今治市国際交流協会 愛媛県 関係機関

# 【参考】本市の外国人相談窓口について

## (1) 相談内容(複数の相談がある場合は重複して計上)

	R4年度	R5年度	R6年度
入管手続	7	2	5
雇用・労働	11	20	8
社会保険・年金	3		
税金		2	2
医療	25	6	6
出産・子育て	6	8	2
教育(学校・進学など)	7	4	23
日本語学習	45	78	84
防災・災害	2	4	3
住宅	2		
身分関係 結婚/離婚/DV等		2	1
交通・運転免許	2	4	7
通訳・翻訳	74	58	64
その他	98	112	166
合計	282	300	371

## (2) 使用言語

	R4年度	R5年度	R6年度
日本語	146	194	199
英語	84	83	77
中国語	11	6	3
ベトナム語		1	
ポルトガル語	1		
合計	242	284	279

## (3) 相談者の国籍

	R4年度	R5年度	R6年度
日本	87	136	138
中国	18	12	8
台湾		2	
韓国	4	3	1
ベトナム	14	8	9
ネパール		6	21
スリランカ	2	1	1
インドネシア	1	11	12
フィリピン	45	34	29
タイ	5	2	
カンボジア		1	1
ミャンマー			3
ブラジル	1	7	
ロシア		1	
アジア			4
アフリカ諸国		1	1
ヨーロッパ	39	18	9
北米		30	27
南米		2	
オセアニア	3	5	9
不明	22	1	10
合計	242	284	279

## I-3 地域社会への参画と協働の推進

地域の維持・活性化に向けて、外国人住民との連携・協働を図り、同じ地域に住む一員として、共に生きる社会づくりを推進します。

取組内容	関係課	主な連携先
<p><b>I-3-1 地域活動への外国人住民の参加促進</b> 地域の実情に応じて、外国人住民が地域活動（自治会・ボランティア活動・消防団等）へ参画できるよう支援します。 まずは、モデル地区を選定し、重点的に支援します。</p>	市民参画課 市民生活担当 多文化・共生社会推進室 各支所住民サービス課 消防本部総務課	外国人支援団体 地域コミュニティ 愛媛県 今治市国際交流協会
<p><b>I-3-2 外国人コミュニティとの連携や協働の推進</b> 外国人コミュニティのキーパーソンとなる人物や外国人住民のネットワークを発掘し、地域の維持と活性化に向けて、連携・協働の取組を推進します。</p>	市民参画課 多文化・共生社会推進室	今治市国際交流協会 外国人支援団体 関係団体 地域コミュニティ 外国人コミュニティ 愛媛県 今治市社会福祉協議会
<p><b>I-3-3 「お誘い」から始まる交流の促進</b> 気軽な「お誘い」から始まる多文化交流の仕組みを整え、支援します。 また、各国の料理教室などを開催すると共に、国籍にかかわらず住民誰もが楽しみながら交流できるサロンやカフェのような場づくりを進めます。</p>	市民参画課 多文化・共生社会推進室	外国人支援団体 外国人コミュニティ 今治市国際交流協会

## I-4 行政情報等の多言語化と「やさしい日本語」化推進

外国人住民が必要な行政サービス等についての情報を受けられるよう、多言語や「やさしい日本語」での情報発信を推進します。

取組内容	関係課	主な連携先
<b>I-4-1 多言語による情報発信</b> ホームページやAIチャットボットの自動翻訳機能を活用すると共に、外国人住民が多く利用するSNSで情報発信を行います。また、広報誌の多言語対応を行います。	秘書広報課 未来デジタル課 市民参画課 多文化・共生社会推進室	外国人支援団体 今治市国際交流協会
<b>I-4-2 多言語対応に関する手引書や用語集の作成</b> 文書や施設表示等の多言語化・やさしい日本語化をする際の基準やルールを示した手引書や用語集を作成します。 また、駅や公共施設・公共交通機関等の表示の多言語化・やさしい日本語化・ルビ打ちを推進します。	市民参画課 多文化・共生社会推進室 総務調整課 観光課 関係各課	今治地方観光協会
<b>I-4-3 窓口での「やさしい日本語」や多言語での対応推進</b> 窓口等ですべての職員が「やさしい日本語」で対応できるよう職員研修を充実すると共に、ICTを活用して、翻訳アプリ等を用いた多言語対応を推進します。	人事課 市民参画課 多文化・共生社会推進室 未来デジタル課 関係各課	今治市国際交流協会 関係団体
<b>I-4-4 文書のデジタル化をはじめとしたDXの推進</b> 外国人住民が自動翻訳機能を利用した手続きが可能となるよう、文書のデジタル化を推進します。また、「書かない窓口」や「手のひら市役所」などDXの取組を進めていきます。	未来デジタル課 市民参画課 多文化・共生社会推進室 関係各課	-

先行  
実施

再掲

## I-5 教育・子育て・保健・福祉・医療・介護等に関する支援

外国ルーツの子どもの増加や多様化に対応し、すべての子どもが安心して学べる環境づくりを推進します。誰もが母語で子育てができる権利を有することを尊重し、外国にルーツを持つ子どもの母語保持を応援します。外国人住民が安心して生活するために必要な行政サービス（子育て・保健・福祉・医療・介護等の各分野）を受けられるよう、多言語化や「やさしい日本語」化等への取組の充実を図ります。適正な居住環境の確保と、就労環境の整備を推進します。

取組内容	関係課	主な連携先
<p><b>I-5-1 外国にルーツのある子どもが安心して学べる環境づくり</b> 小・中学校の入学や学校生活、その他制度等について、保護者への多言語での情報提供や子どもへのサポート等を行います。 全ての児童・生徒を対象に、多文化共生の考え方に基づく教育を推進します。</p>	教育委員会	愛媛県 今治市国際交流協会
<p><b>I-5-2 学校へ編入学する子どもへの支援</b> 日本の学校に入学または転入する児童・生徒に対し、スムーズに学校生活や学習環境に適応できるよう、日本語指導等の支援を行います。</p>	教育委員会	愛媛県 今治市国際交流協会 企業・団体 外国人支援団体
<p><b>I-5-3 進路指導における情報提供やキャリア教育への対応</b> 外国にルーツのある子どもの高等学校進学に向けて、中学校等において、生徒とその保護者に対して進路ガイダンス・進路相談等を実施します。</p>	教育委員会	愛媛県
<p><b>I-5-4 学校における日本語指導体制の充実</b> 日本語指導が必要な児童・生徒の増加に対応できるよう、日本語指導の教諭及び非常勤講師を適正に配置し、外国人児童・生徒に対する教育の研修等を推進します。 また、やさしい日本語を教職員も習得できるよう研修を推進します。</p>	教育委員会 市民参画課 多文化・共生社会推進室	愛媛県 関係団体 教育機関

## I-5 教育・子育て・保健・福祉・医療・介護等に関する支援

取組内容	関係課	主な連携先
<b>I-5-5 子育て・保健・福祉サービスの提供</b> 子育てや保健、福祉サービス等を適切に利用できるよう、多言語・やさしい日本語による情報提供や通訳派遣を行います。	障がい福祉課 ネウボラ政策課 こども未来課 保育幼稚園課 健康推進課 市民参画課 多文化・共生社会推進室	今治市社会福祉協議会 愛媛県保育協議会 愛媛県私立幼稚園・認定こども園協会
<b>I-5-6 母語による子育ての権利の尊重とインターナショナルスクールの設置支援</b> 誰もが母語で子育てができる権利を有することを尊重し、外国ルーツの子どもの母語保持を応援します。 インターナショナルスクールの設置に向けた動きを支援します。	関係各課 市民参画課 多文化・共生社会推進室 教育委員会	企業・団体 外国人支援団体
<b>I-5-7 医療分野における多言語対応</b> 医療通訳ボランティア制度の活用や、電話通訳・機械翻訳サービス等を組み合わせるなど、安心して医療を受けられるよう取り組みます。	健康推進課 市民参画課 多文化・共生社会推進室	今治市医師会 愛媛県
<b>I-5-8 高齢化する外国人住民への支援</b> 外国人高齢者がそれぞれの状態に応じたサービスを利用できるよう、介護保険制度や後期高齢者医療制度の周知等、適切な情報提供と手続きに関する支援を行います。	介護保険課 保険年金課	外国人支援団体 今治市社会福祉協議会
<b>I-5-9 外国人住民に対する居住支援</b> 公益社団法人全日本不動産協会愛媛県本部や今治宅地建物取引業協会と連携すると共に、外国人労働者が所属する企業・団体とも連携し、外国人住民の賃貸住宅への入居支援に取り組みます。	建築住宅課 地域振興課	(公社)全日本不動産協会 愛媛県本部 今治宅地建物取引業協会 企業・団体

## 基本方針2 しなやかで強靭なまちに

外国人住民が、発災時に適切な行動をとることができるよう事前準備を促すと共に、地域社会の中で、地域の一員として行動ができる環境を醸成します。

また、生活に身近なルールなどの周知・啓発を行います。

現状

- ・災害時に、どう行動したらよいか分からぬ外国人住民が多い。
- ・日本の習慣やマナーを知っていると答える外国人住民が多い一方で、外国人のマナーや行動に不安を持つ日本人住民が多く、認識のミスマッチが発生している。
- ・日本人住民と仲良くなりたいと思う外国人住民は多い。
- ・地域のお祭りやイベントに参加したいと考えている外国人住民は多い。
- ・帰国後の納税や社会保険料還付などの周知が課題。



めざす姿

- ・外国人住民が災害や防災に対する事前の備えができている。
- ・災害時には災害情報を入手し、適切な避難行動をとることができる。
- ・避難所において、外国人との最低限の意思疎通ができる環境が整っている。
- ・外国人住民による災害時防災リーダーが育成されている。
- ・地域の防災訓練等に外国人住民が参加する体制が整っている。
- ・外国人住民も日本人住民も安全・安心に暮らせる地域社会が構築されている。
- ・外国人住民も日本人住民も、身近なルールなどをお互いに守り、気持ちよく生活ができている。

## 施策の方向性

施策体系	施策の方向性
2-1 防災、交通安全・防犯の推進	<p>外国人住民が、災害の備えを行うことができ、災害時に適切な避難行動ができるよう、支援します。</p> <p>避難所において、外国人との最低限の意思疎通ができるよう環境を整えます。</p> <p>外国人住民による災害時防災リーダーの育成を支援します。</p> <p>地域の防災訓練等に外国人住民の参加を推進します。</p> <p>交通安全・防犯についての啓発を推進します。</p>
2-2 身近なルールなどの周知と啓発	<p>地域社会の中で、外国人住民も日本人住民も安全・安心に暮らせる環境を醸成します。</p> <p>外国人住民も日本人住民も、身近なルールなどをお互いに守り、気持ちよく生活ができるよう、地域や所属企業、団体、学校を通じて、周知と啓発を行い、秩序ある共生社会を実現します。</p>

## (Ⅰ) 目標指標 (KPI)

指 標	現状 (2025年度)	目標年次 (2030年度)
各地区自主防災組織が主催する地区防災訓練等(図上訓練を含む。)への外国人住民の参加数	100人	300人以上

指 標	現状 (2024年)	目標年次 (2030年)
外国人の刑法犯・特別法犯検挙数 (今治警察署・伯方警察署管内)	5件	3件以下
外国人ドライバーの事故件数 (原付以上) (今治警察署・伯方警察署管内)	6件	3件以下

## (2) 具体的な取組内容

### 2-1 防災、交通安全・防犯の推進

外国人住民が、災害の備えを行うことができ、災害時に適切な避難行動ができるよう、支援します。  
避難所において、外国人との最低限の意思疎通ができるよう環境を整えます。  
外国人住民による災害時防災リーダーの育成を支援します。  
地域の防災訓練等に外国人住民の参加を推進します。  
交通安全・防犯についての啓発を推進します。

取組内容	関係課	主な連携先
<b>2-1-1 災害時及び災害発生後の対応の充実</b> 防災メールの多言語対応やアプリ・SNSによる発信等、災害時に外国人住民や訪日外国人に情報を届けるための媒体の充実を図ります。 避難所が開設された際の、外国人住民への支援体制を構築します。	防災危機管理課 福祉政策課 市民参画課 多文化・共生社会推進室 観光課 各支所	関係団体 企業・団体 大学等 愛媛県 今治地域観光協会 今治市社会福祉協議会 今治市国際交流協会
<b>2-1-2 防災啓発の推進</b> 外国人住民に対する防災教室の開催など、平常時から出前講座等の防災啓発を行い、外国人住民が災害時に適切な行動ができるよう取り組みます。	防災危機管理課 市民参画課 多文化・共生社会推進室	関係団体 企業・団体 地域コミュニティ 今治市国際交流協会
<b>2-1-3 交通安全や防犯活動に関する情報や学習機会の提供</b> 交通安全や防犯に関する情報提供や学習機会を提供します。 また、自転車の安全利用について、啓発活動を行います。	防災危機管理課 サイクルシティ推進課 市民参画課 多文化・共生社会推進室	警察署 監理団体・支援機関 企業・団体 教育機関

## 2-2 身近な生活ルールなどの周知と啓発

地域社会の中で、外国人住民も日本人住民も安全・安心に暮らせる環境を醸成します。

外国人住民も日本人住民も、身近なルールなどをお互いに守り、気持ちよく生活ができるよう、地域や所属企業、団体、学校を通じて、周知と啓発を行い、秩序ある共生社会を実現します。

取組内容	関係課	主な連携先
<p><b>2-2-1 生活ルールなどについての理解促進</b></p> <p>日本の生活や地域のルールなどを外国人住民に周知するため、転入時の生活情報リーフレットの配布や、ゴミ出しルール等の動画配信等を行うなど情報の「見える化」を推進します。</p> <p>また、必要に応じて、監理団体や登録支援機関、地域、企業、団体、学校を通じ、生活や地域のルールなどの周知と啓発を行い、秩序ある共生社会を実現します。</p>	市民参画課 多文化・共生社会推進室 資源リサイクル課	監理団体・支援機関 企業・団体 教育機関 地域コミュニティ 今治市国際交流協会
<p><b>2-2-2 生活支援アプリなどを用いたプッシュ型の情報発信</b></p> <p>外国人住民を対象にプッシュ型で、生活や身近なルールの周知と啓発を行います。</p> <p>また、本市のゴミ出しのルールについては、アプリ上でさんあ～ると連携させ、精度の高い発信を行います。</p>	市民参画課 多文化・共生社会推進室 未来デジタル課 関係各課	監理団体・支援機関 企業・団体 教育機関 外国人支援団体 今治市国際交流協会
<p><b>2-2-3 ピクトグラムや多言語・やさしい日本語によるルールの周知</b></p> <p>公衆が使用する場所などのルールや道徳について、外国人住民にもわかりやすいようピクトグラムを用いるほか、多言語や「やさしい日本語」で禁止事項等を記載するよう「見える化」に努めます。</p>	市民参画課 多文化・共生社会推進室 関係各課	各種団体

### 基本方針3 産業に活力を与えるまちに

地域の維持・活性化に向け、新たな外国人材の受入れや、外国人住民の市内への定着を支援するとともに、外国人住民との連携・協働を通じて、誰もが活躍できるまちづくりを推進します。

現  
状

- 外国人材の受入れに興味はあるが、その方法が分からず企業や団体がある。
- 地域の日本人住民と仲良くなりたい外国人住民が多い。
- 言語の壁により必要な法定資格を取得することが困難な外国人労働者が多い。
- 留学生の大半は日本国内への就職を目指しているが、市内企業に就職できず、ミスマッチが起きている。



めざす姿

- 外国人材の受入れを希望する企業や団体が外国人材を雇用できている。
- 外国人材を受け入れる企業が法令を遵守し、外国人労働者の人権尊重への取組を推進している。
- 国籍にかかわらずすべての地域住民が、地域の一員として地域行事等に参画し、地域の活性化につながっている。
- 外国人材が今治市や今治市内の企業を選び、市内に定着している。
- 留学生が今治市内企業等への就職を希望し、就職した企業等で活躍している。

## 施策の方向性

施策体系	施策の方向性
3-1 外国人材の受け入れ支援	<p>外国人材を雇用、または、雇用を希望している企業や団体が、適正かつ円滑な外国人材の受け入れができるよう、支援します。</p> <p>また、外国人材を受け入れる企業が法令を遵守し、外国人労働者の人権尊重への取組を推進するよう啓発を行います。</p>
3-2 定着促進と キャリア形成支援	<p>市内の企業や団体への就職を希望する留学生の就職を促進するため、ミスマッチの原因を明らかにするとともに、希望する企業や団体への就職を産官学で支援します。</p> <p>留学生や外国人労働者がキャリアアップができるよう、日本語の学習支援を産官学で連携して推進します。</p>

## (Ⅰ) 目標指標 (KPI)

指 標	現状 (2025年度)	目標年次 (2030年度)
外国人留学生の市内企業等への就職者数(年度)	10人	20人

## (2) 具体的な取組内容

### 3-1 外国人材の受け入れ支援

外国人材を雇用し、または、雇用を希望している企業や団体が、適正かつ円滑な外国人材の受け入れができるよう、支援します。

また、外国人材を受け入れる企業が法令を遵守し、外国人労働者の人権尊重への取組を推進するよう啓発を行います。

取組内容	関係課	主な連携先
<p><b>3-1-1 外国人雇用に関するセミナーの開催</b> 外国人材（留学生を含む。）の受け入れを検討している企業・団体に対し、セミナー等を開催します。 特に、繊維業界への特定技能資格の外国人労働者の受け入れ等について、関係機関と連携して、重点的に取り組みます。</p>	産業振興課	企業・団体 愛媛県 監理団体・支援機関 愛媛県中小企業団体中央会
<p><b>3-1-2 「やさしい日本語」の普及</b> 「やさしい日本語」の普及に向け、企業・団体・学校等を対象とした講座を実施します。 また、ホームページやSNSでも「やさしい日本語」で発信を行います。</p>	市民参画課 市民生活担当 多文化・共生社会推進室 教育委員会	企業・団体 今治市連合自治会 地域コミュニティ 外国人支援団体 今治市国際交流協会 大学・短期大学
<p><b>3-1-3 外国人への配慮がある店舗やサービス等の周知</b> 宗教上の制限や、食文化の違いから不安を感じている外国人住民が、安全・安心に暮らせるよう、ハラル対応等の配慮のある店舗やサービスの周知を行います。</p>	市民参画課 多文化・共生社会推進室 観光課	外国人支援団体 今治地方観光協会 今治市国際交流協会 料飲組合今治支部 商工会議所 商工会 包括連携企業

## 3-2 定着促進とキャリア形成支援

留学生の市内の企業や団体への就職を促進するため、ミスマッチの原因を明らかにするとともに、希望する企業や団体への就職を産官学で支援します。

留学生や外国人労働者がキャリアアップができるよう、産官学で連携して推進します。

取組内容	関係課	主な連携先
<b>3-2-1 職場や地域経済界が実施する日本語学習への支援</b> 企業や団体で働く外国人住民が必要とする日本語能力を習得できるよう、職場や地域経済界が実施する日本語学習を支援します。	市民参画課 多文化・共生社会推進室 産業振興課	企業・団体 監理団体・支援機関 外国人支援団体 愛媛県 今治市国際交流協会 商工会議所・商工会
<b>3-2-2 必要な資格の取得支援</b> 労働安全衛生法上、特別教育や技能講習が義務付けられている資格取得講習※等の実施について、業界や企業の枠組みを超え、必要に応じた通訳の派遣等の仕組みを整えることを支援します。	市民参画課 多文化・共生社会推進室 産業振興課 海事都市推進課	企業・団体 監理団体・支援機関 商工会議所・商工会 愛媛県 愛媛県中小企業団体中央会 今治地域造船技術センター
<b>3-2-3 多文化共生分野の事業へのサポート</b> 多文化共生に係る事業や起業に関する相談に対応します。	市民参画課 多文化・共生社会推進室 産業振興課 地域振興課 しまなみ振興課	関係機関 商工会議所・商工会 金融機関

※市内の企業において特に必要とされる特別講習・技能講習の例

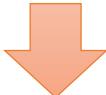
- 技能講習…床上操作式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重5トン以上のもので、走行横行共に荷と共に移動するもの）、ガス溶接技能講習、フォークリフト運転技能講習、高所作業車運転技能講習、玉掛け技能講習（つり上げ荷重等1トン以上のクレーン等に係るワイヤーの掛け外しなどの作業）
- 特別教育…自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育（自由研削用といし）、アーク溶接等の業務に係る特別教育、高所作業車の運転の業務に係る特別教育（作業床の高さが10メートル未満のもの）、移動式クレーンの運転の業務に係る特別教育（つり上げ荷重1トン未満）、玉掛けの業務に係る特別教育（つり上げ荷重1トン未満のクレーン等にかかる作業）

## 基本方針4 輝くまちへ

外国人住民が地域社会の一員として共に生活していくため、円滑なコミュニケーションを促進するとともに、交流を深めることで、お互いを理解し尊重し合えるまちづくりを推進します。

現状

- ・日本語を学ぶ目的が、生活のためや仕事のためなど、多様化している。
- ・日本語が理解できず、生活に必要な情報を入手できなくて困っている外国人住民がいる。
- ・日本語を勉強したい外国人住民が多くいる。
- ・地域住民に「やさしい日本語」が認知されていない。
- ・外国人住民は、地域の日本人住民と仲良くなりたいと思っている。
- ・外国人住民が増えることについて、文化や言葉、生活習慣等の違いから不安を感じる地域住民がいる。



めざす姿

- ・日本語学習を希望する人に、希望に沿った日本語学習の機会がある。
- ・外国人住民が地域で生活するために必要な日本語能力が身に付いている。
- ・誰もが母語による子育てをすることができる権利を有することが多くの人に認識されている。
- ・多文化交流や多文化理解が進んでいる。
- ・「やさしい日本語」が多く日本人住民に認知され、外国人住民とのコミュニケーションに活用されている。
- ・国籍を問わず地域住民同士の交流や外国人住民同士のコミュニケーションの機会が増えている。
- ・多文化共生の理解を深める交流の場が身近にある。
- ・ALT経験者など本市にゆかりのある外国人や本市出身の在外邦人とのネットワークが構築されている。

## 施策の方向性

施策体系	施策の方向性
4-1 日本語学習機会の確保と母語保持への配慮	外国人住民が、生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会において、コミュニケーションを図り、円滑な生活が送れるよう、日本語学習機会の充実を図ります。誰もが母語による子育てをする権利があることを尊重し、外国ルーツの子どもの母語保持に配慮します。
4-2 食・アート・スポーツ・音楽などをkeyに多文化交流の促進	食・アート・スポーツ・音楽など普遍的な価値を持つ文化をkeyに多文化交流を図ります。
4-3 相互理解の促進と多文化共生の機運醸成	すべての人の人権を尊重し、相互理解を深め、多文化共生のまちづくりに向けた機運の醸成を図ります。
4-4 外国人住民に伝わるコミュニケーション手段の普及	外国人住民にも大切な情報が伝わり、円滑なコミュニケーションが図れるよう、「やさしい日本語」の普及に取り組みます。 また、翻訳アプリ等のICTを活用したコミュニケーションを推進します。
4-5 ゆかりのある外国人や在外邦人との連携交流促進	本市でALTを経験した者や本市に勤務・滞在・留学等をするなどゆかりのある外国人、本市にゆかりのある在外邦人とのネットワークを構築し、「今治家の一員」としての関係性を強化できるよう多様な交流を促進します。

## (Ⅰ) 目標指標 (KPI)

指 標	現状 (2025年度)	目標年次 (2030年度)
市や国際交流協会が主催・協力する日本語教室などに参加する外国人住民の数(年度)	50人	100人
やさしい日本語の普及事業を受講した市民の数(延べ)	100人	500人
本市の外国人コミュニティ・団体の数(本市の把握分)	1団体	30団体

## (2) 具体的な取組内容

### 4-1 日本語学習機会の確保と母語保持への配慮

外国人住民が、生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会において、コミュニケーションを図り、円滑な生活が送れるよう、日本語学習機会の充実を図ります。

誰もが母語による子育てをする権利があることを尊重し、外国ルーツの子どもの母語保持に配慮します。

取組内容	関係課	主な連携先
<b>4-1-1 地域日本語教室の充実</b> 生活に必要な日本語を学習しながら、外国人住民と地域住民や、外国人住民同士の交流・つながりの場として、地域の情報や文化、生活に必要な情報を得ることができ、生活に係る相談もできる体制づくりを目指します。 また、島しょ部での実施体制が構築できないか研究し実施します。	市民参画課 多文化・共生社会推進室	外国人支援団体 愛媛県 今治市国際交流協会
<b>4-1-2 日本語学習支援に携わる人材の育成</b> 外国人住民が生活に必要な日本語を身近なところで学ぶことができるように、日本語学習に携わる人材を育成します。	市民参画課 多文化・共生社会推進室	外国人支援団体 愛媛県 今治市国際交流協会
<b>4-1-3 地域で実施する日本語学習への支援</b> 企業や団体で働く外国人住民、学校に在籍する児童・生徒とその保護者や社会とつながりの薄い外国人住民など、それぞれが必要な日本語を習得できるよう、地域での日本語学習を支援します。	市民参画課 多文化・共生社会推進室 生涯学習課 各支所	外国人支援団体 愛媛県 今治市国際交流協会
<b>4-1-4 職場や地域経済界が実施する日本語学習への支援</b> 企業や団体で働く外国人住民が必要とする日本語能力を習得できるよう、職場や地域経済団体が実施する日本語学習を支援します。	市民参画課 多文化・共生社会推進室 産業振興課	外国人支援団体 愛媛県 今治市国際交流協会 商工会議所・商工会

## 4-2 食・アート・スポーツ・音楽などをKeyに多文化交流の促進

食・アート・スポーツ・音楽など普遍的な価値を持つ文化をKeyに多文化交流を図ります。

	取組内容	関係課	主な連携先
先行実施	<b>4-2-1 食・音楽・アート・スポーツなどをkeyとした誰もが取り組みやすい多文化交流の促進</b> 食・音楽・アートなど普遍的な価値を持つ文化やスポーツをKeyに誰もが参加しやすい多文化交流の取組を支援します。	市民参画課 多文化・共生社会推進室 生涯学習課 文化振興課 スポーツ振興課	外国人支援団体 地域コミュニティ 愛媛県 今治市国際交流協会 今治市社会福祉協議会
先行実施 再掲	<b>4-2-2 地域活動への外国人住民の参加促進</b> 地域の実情に応じて、外国人住民が地域活動（自治会・ボランティア活動・消防団等）へ参加できるよう支援します。	市民参画課 市民生活担当 多文化・共生社会推進室 各支所住民サービス課 各地区公民館 消防本部総務課	外国人支援団体 地域コミュニティ 愛媛県 今治市国際交流協会 今治市社会福祉協議会
先行実施 再掲	<b>4-2-3 外国人コミュニティとの連携や協働の推進</b> 外国人コミュニティのキーパーソンとなる人物や外国人住民のネットワークを発掘し、地域の維持活性化に向けて、連携・協働の取組を推進します。	市民参画課 多文化・共生社会推進室	今治市国際交流協会 外国人支援団体 関係団体 地域コミュニティ 愛媛県 今治市社会福祉協議会

## 4-3 相互理解の促進と多文化共生の機運醸成

すべての人の人権を尊重し、相互理解を深め、多文化共生のまちづくりに向けた機運の醸成を図ります。

取組内容	関係課	主な連携先
<b>4-3-1 相互理解のための交流や意識醸成</b> 各種団体・地域等と連携し、交流イベントや多文化共生への理解を深める講座等を開催します。異なる文化や言語をお互いに紹介し合うなど、外国人住民を含めた地域住民が相互に交流し、理解を深める場づくりを推進します。	市民参画課 市民生活担当 多文化・共生社会推進室 各支所住民サービス課	今治市連合自治会 地域コミュニティ 外国人支援団体 今治市国際交流協会 今治市社会福祉協議会
<b>4-3-2 外国人住民が講師を務める外国語学習機会の創出</b> 市民対象の外国語学習の講師として、外国人住民を招聘するなど、共に教え合える文化を醸成します。	市民参画課 多文化・共生社会推進室	今治市国際交流協会 外国人支援団体
<b>4-3-3 外国人差別の解消に向けた取組</b> 人権啓発に関する広報物の作成や研修会等の機会を通じて、外国人に対する偏見や差別意識の解消に取り組みます。 併せて、外国人住民に関する人権相談の実施及び周知に努めます。	市民参画課 人権啓発室 多文化・共生社会推進室 各支所住民サービス課	関係機関 法務局 今治市国際交流協会 今治市社会福祉協議会
<b>4-3-4 多文化共生に取り組む団体等の活動共有</b> 多文化共生の推進に積極的に取り組む地域や団体、企業等をロールモデルとして情報発信するとともに、団体間の情報共有を図ります。	市民参画課 多文化・共生社会推進室	今治市国際交流協会 外国人支援団体 関係団体 企業 愛媛県 今治市社会福祉協議会

## 4-4 外国人住民に伝わるコミュニケーション手段の普及

外国人住民にも大切な情報が伝わり、円滑なコミュニケーションが図れるよう、「やさしい日本語」の普及に取り組みます。

また、翻訳アプリ等のICTを活用したコミュニケーションを推進します。

	取組内容	関係課	主な連携先
再掲	<p><b>4-4-1 「やさしい日本語」の普及</b></p> <p>「やさしい日本語」の普及に向け、地域住民や企業・団体を対象とした講座の開催や、行政職員等を対象とした研修を実施します。</p> <p>また、ホームページやSNSでも「やさしい日本語」で発信を行います。</p>	市民参画課 市民生活担当 多文化・共生社会推進室 生涯学習課	今治市連合自治会 地域コミュニティ 外国人支援団体 今治市国際交流協会
先行実施 再掲	<p><b>4-4-2 窓口での「やさしい日本語」や多言語での対応推進</b></p> <p>市役所の窓口などですべての職員が「やさしい日本語」で対応できるよう職員研修を充実させると共に、ICTを活用して、翻訳アプリ等を用いた多言語対応を推進します。</p>	人事課 市民参画課 多文化・共生社会推進室 未来デジタル課 関係各課	今治市国際交流協会 関係団体
再掲	<p><b>4-4-3 市民を対象とした外国語学習機会の提供</b></p> <p>レベル別英会話教室や中国語・韓国語などの外国語教室を実施するなど、日常のコミュニケーションやボランティア活動に役立つ市民対象の外国語学習の機会を提供します。</p> <p>また、これらの教室の講師として、外国人住民を招聘するなど、共に教え合える文化を醸成します。</p>	市民参画課 多文化・共生社会推進室 生涯学習課	今治市国際交流協会 外国人支援団体

## 4-5 ゆかりのある外国人や在外邦人との連携交流促進

本市でALTを経験した者や本市に勤務・滞在・留学等をするなどゆかりのある外国人、本市にゆかりのある在外邦人とのネットワークを構築し、「今治家の一員」としての関係性を強化できるよう多様な交流を促進します。

取組内容	関係課	主な連携先
<b>4-5-1 姉妹都市との交流の促進</b> 姉妹都市をはじめとする海外都市との交流を推進し、経済、文化、教育などの様々な分野において市民レベルでの交流を推進します。	観光課	今治市国際交流協会 関係団体 教育機関
<b>4-5-2 本市にゆかりのできた外国人との交流の継続</b> 本市でALTなどを経験した者や本市にゆかりのある外国人も「今治家の一員」であり、帰国した後や本市を離れた後も関係性を継続できるよう多様な交流を促進します。	市民参画課 多文化・共生社会推進室 教育委員会 関係各課	今治市国際交流協会 関係団体 教育機関
<b>4-5-3 本市出身等の在外邦人との関係性の構築と交流創出</b> 本市出身や本市にゆかりのある在外邦人も「今治家の一員」であり、本市との関係性を継続できるよう多様な交流を促進します。	市民参画課 多文化・共生社会推進室 関係各課	今治市国際交流協会 各種団体 同窓会
<b>4-5-4 國際交流事業への支援と活躍の場づくり</b> 地域や民間等、多様な主体による様々な分野における国際交流事業を支援します。 また、それらの事業に、外国人住民の視点やノウハウを生かせるよう、連携を図ります。	市民参画課 多文化・共生社会推進室 関係各課	今治市国際交流協会 各種団体 地域コミュニティ



## 第4章 プランの推進

# I 推進体制

本プランに基づき、多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進します。

なお、外国人住民に関する分野は、生活支援・生活相談、情報提供、教育、まちづくりなど多岐にわたるため、行政や住民、ボランティア等の関係団体や外国人支援団体、地域コミュニティ、大学等の教育機関、企業・団体等と連携し、施策を推進します。

また、国や愛媛県、近隣市町及び関係機関等と情報交換を行うなど、連携を図る中で、効率的かつ効果的な施策展開に努めます。

## ①審議機関

### 今治市多文化共生推進協議会（私的諮問機関・新設）

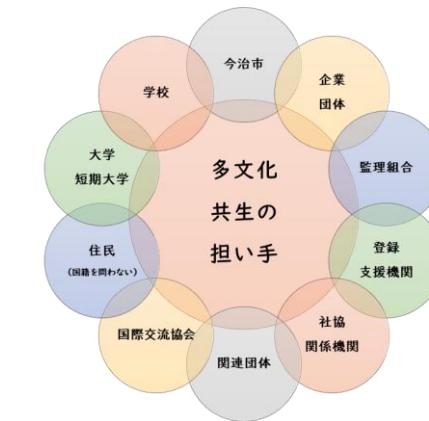
本市の多文化共生のまちの推進に関する施策や重要事項について協議します。有識者や関係団体代表者のほか、外国籍、日本国籍双方の市民の立場からの意見を聴く機関としても機能します。

## ②検討組織

### 今治市共生社会推進会議（局長級会議）

市役所の内部組織として、毎年度の計画関連事業の進捗状況の把握と計画変更の検討は、局長級の共生社会推進会議が担います。

これらの庶務は、多文化共生施策担当課が担当し、市民の意見聴取や他都市事例の調査研究、今治市国際交流協会と役割分担等の調整を行うとともに、全庁的な情報共有のもと、事業を所管する課が必要な予算措置を行います。



## ③具体的な担い手

### 今治市国際交流協会

今治市国際交流協会は、姉妹都市交流や多文化共生イベントの開催、日本語学習支援、通訳・翻訳、外国人との交流促進など多様な活動を行っています。

これに加え、最近では、市と地域社会・外国人住民をつなぐ中間支援組織としての役割が増大しつつあります。また、外国人住民の生活相談、情報提供、日本語学習支援、地域交流の場づくりを求められています。これら地域に根ざした柔軟な活動を行なうことにより、国籍にかかわらずすべての住民が相互理解を深め、共に暮らす社会づくりを実践的に支える重要な役割を担います。

このため、現在の事務局体制を増員すると共に、必要に応じて、法人化を行うなど、組織の改組についても検討していきます。

## 2 各主体の役割

### 市

#### 基本的姿勢

- ・国籍や文化にかかわらずすべての住民が、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。
- ・多文化共生を「一部の取組」ではなく、全庁的な行政課題として位置づけて取り組みます。
- ・制度的な基盤づくりと持続可能な体制整備に注力します。

#### 主な役割

##### すべての住民が安心して暮らせる環境整備

国籍や文化にかかわらずすべての住民が平等に行政サービスを受けられるようにします。

##### 庁内連携とニーズの把握

多文化共生に関する住民ニーズを的確に捉え、関係部局が連携しながら施策を推進します。

##### 各主体（国際交流協会・NPO等）への支援とネットワーク機能の強化

自立的な取組が継続できるような体制を整備します。

##### 市職員研修の充実

やさしい日本語、多言語化など多文化共生の視点を持った施策を行えるよう、職員研修を推進します。

##### 庶務機能と調整機能の強化

協議会などの庶務を担い、今治市国際交流協会との役割分担を調整し、庁内での情報共有を進めます。

##### 多様な担い手の確保

地域おこし協力隊や集落支援員、国際交流員等の人材を確保し、必要な施策を実現する担い手を確保します。

# 今治市国際交流協会

## 基本姿勢

- ・「支援の現場」として、一人ひとりの声に寄り添う丁寧な対応を大切にします。
- ・外国人住民を「地域社会の一員」として共に暮らす視点を重視します。
- ・本市の方針を具体的な活動に変換する実行拠点かつ中間支援機能を果たします。

## 国際交流施策の担い手としての役割

### 国外の姉妹都市との交流の推進

レイクランド市（アメリカ合衆国フロリダ州）やパナマ市（パナマ共和国）との交流において、市役所と共に、これまで同様に中心的な役割を果たします。

## 具体的な多文化共生施策の担い手としての役割

### 地域に根ざした多文化共生・国際交流の推進

多文化共生フェスタ、国際料理教室、語学講座など住民参加型のイベントを実施します。

### 国籍や文化にかかわらずすべての住民の相互理解の促進

交流機会の創出を通じて、地域住民の異文化理解を深める活動を行います。

### 日本語教室の開催

日本語教室の運営、学習ボランティアの養成・マッチング等行います。

### 日本語学習・生活支援ボランティアの運営

市民ボランティアによる外国人支援活動の組織化し、調整します。

### 市との協働による事業実施

本市からの委託事業を受け、相談支援や翻訳支援などを担います。

## 多文化共生センター(中間支援組織)としての役割

### 生活相談の総合窓口

外国人住民に対する生活相談を多言語で対応します。

### 日本語学習支援の拠点

日本語教室の運営、学習ボランティアの養成・マッチング等をコーディネートします。

### 地域連携と中間支援

学校、医療機関、企業、NPO等とのネットワーク形成・調整役を果たします。

### やさしい日本語・多言語化の実践拠点

情報発信、冊子・動画制作、災害対応情報などの整備します。

### 交流・啓発の場の提供

住民参加型の交流イベントや講座の実施を通じて、相互理解を促進します。

## 今治市社会福祉協議会

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、お互いに認め合い輝くことができる、地域共生社会に向け、多様な生き方や文化を尊重するため、重点的取組として多文化共生を推進します。
- 市や国際交流協会、外国人支援機関、各種団体と連携し、多文化共生に関する情報交換や連携の場づくりを推進すると共に、福祉教育や多文化に関する学習会などを実施することを通じて、地域における理解者を増やし支援の輪を広げます。
- 地域の福祉団体や校区・地区社協などとも連携し、地域支援と専門職支援の両面で、地域の実情に合わせた支援のあり方を検討します。

## 住 民

(すべての今治市の住民)

- 国籍や民族、文化に関係なく、住民一人ひとりが、職場や学校、地域等、様々な交流の機会を通じ、お互いの文化的違いを認め合い、理解し尊重し合う関係性を構築します。
- すべての住民が地域コミュニティの一員として、地域での活躍や社会参画が進むよう交流を深め、お互いが協力し合い、地域づくりを行います。
- 身近な生活上のルールや地域社会のルールなどを「見える化」し、みんなで守ります。

## 初等・中等教育機関

- 外国ルーツの子どもたちが、安心して学ぶことができるよう、日本語学習の充実や児童・生徒、保護者に対し、学校制度についての情報提供を行うとともに、学びやすい教育環境づくりを進めます。
- 授業や学校行事等を通じて、自分と異なる文化への興味や理解を育みます。
- ボランティアやNPO・NGOなどの外国人支援団体や行政等と連携し、調査研究や課題分析、提言等を行うなど、課題解決への取組を通じた地域貢献や多文化共生・国際化の分野で活躍できる人材を育てます。

## 大学・短期大学

- 留学生に対し、留学の目的を全うできるよう学問を授けます。
- 市内をはじめとした日本国内への就職を希望する留学生に対し、就職に必要なスキルや日本語力を身に付けるよう促すと共に、必要に応じて、就職の支援を行います。

## 外国人支援団体

○ボランティア、NPO・NGOなどの外国人支援団体や、外国人住民によって設立された団体等が持つノウハウや情報、ネットワークなど各団体の特色を生かしながら、地域のニーズを的確に把握した活動や、行政機関では対応し切れない部分への活動を展開します。

## 企業・監理組合・登録支援機関等

○外国人の雇用や受入れを行う企業や監理組合・登録支援機関は、人権の尊重、労働関係法令の遵守をはじめ、職場における「やさしい日本語」や多言語化の推進等、労働環境について配慮します。

○日本語学習の機会の提供や生活オリエンテーションの実施（生活サポートの充実）など、日常生活への適応を促進するための取組を行い、外国人労働者とその家族が安心して生活できる環境づくりを行います。

○ボランティアやNPO・NGO団体、行政等と連携し、多文化共生と国際交流の取組を充実させるとともに、外国人住民の支援活動や外国人住民が参加するイベントに積極的に協力するなど、地域の多文化共生の推進に資する活動を行います。

## 地域コミュニティ

○地域の外国人住民を孤立させることなく、地域コミュニティの一員としてお互いに協力していくという視点に立ち、住民同士の交流や助け合いを促す取組を行い、地域活動について理解を得るとともに、日ごろから関係性を築きます。

○地域コミュニティの活性化を図るためにも、ボランティア団体や市、事業者等との連携を図り、その地域の特徴にあった多文化共生のまちづくりを進めます。

### 3 推進方法

#### I 基本的な推進方法

本プランは、基本的に、本市の担当課が連携先と協働しながら推進します。

#### 2 国・県等との連携

多文化共生の取組は、国や県もその基本的な方針を定め推進しているところで、本市は、国や県、あるいは、愛媛県国際交流協会（EPIC）等と密接に連携を取りながら、事業を推進するものとします。

特に、県やEPIC等が本市内において実施しようとしている施策について、事前に連携を取りながら重複しないよう調整すると共に、実施しようとしている施策の効果が最大限発揮されるよう、実施主体と協調しながら、本市での実施を支援します。

#### 3 その他の推進方法

##### 多様な主体の連携による多文化共生

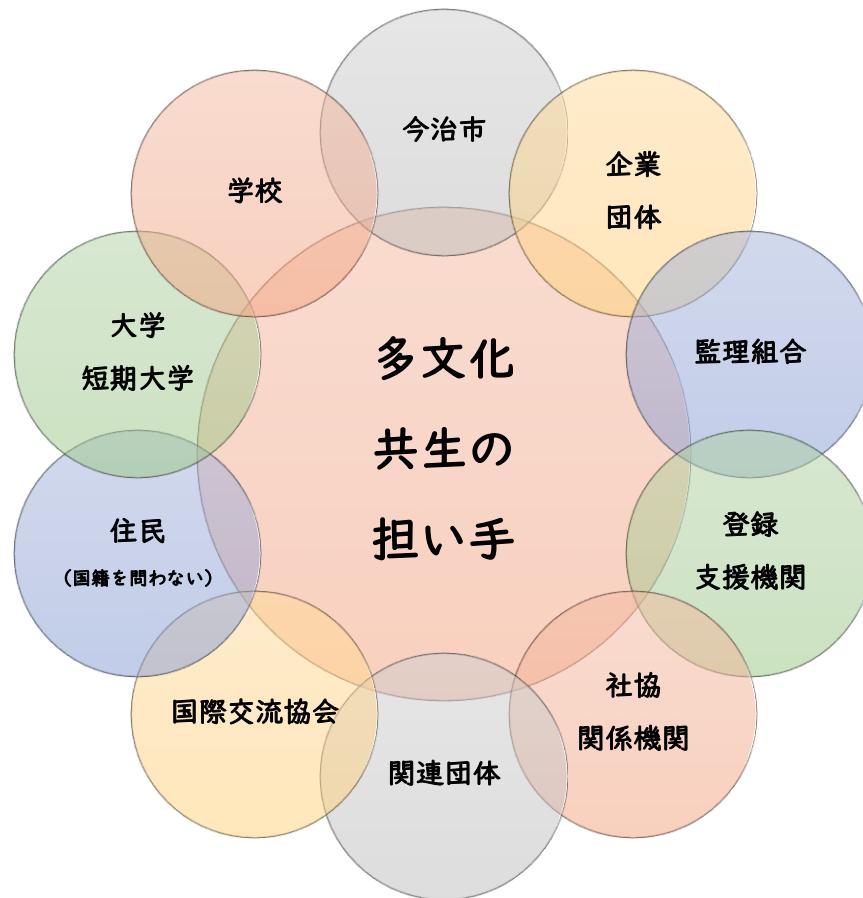
多文化共生は、市が主体的に推進するものではなく、市民自らがそれぞれの立場で進めるものです。そして、その端緒は、日々の交流の積み重ねと「お誘い」です。

市は、市民や各種団体、コミュニティなどが主体的に取り組む共生社会の推進に向けた取組を支援すると共に、必要に応じて、予算の範囲内で補助や助成を検討すると共に、各種補助制度等の紹介を行います。

また、地域おこし協力隊や集落支援員、地域活性化企業人、企業版ふるさと納税(人材派遣型)、国際交流員（CIR）などの人材も活用しながら、施策を推進します。

## 4 プランの進行管理

本プランに基づく施策は、毎年取組状況を確認し、今治市多文化共生協議会や今治市共生社会推進会議の意見を踏まえながら、関係部署やとの協議・意見交換を行いながら、今後の取組に反映します。



区分	主体名
産	今治商工会議所 しまなみ商工会 越智商工会 今治タオル工業組合 外国人を雇用している企業
官	今治市 愛媛県
学	今治明徳短期大学 岡山理科大学 愛媛大学 愛媛県教育委員会 今治市教育委員会など
金	趣旨にご賛同いただける金融機関 など
労	監理組合 登録支援機関 など
言	趣旨にご賛同いただける団体 など
住民全般	今治市連合自治会 今治市国際交流協会 今治市社会福祉協議会 その他多文化共生に関わる市民団体

# 今治市多文化共生推進プラン

令和●年●月

発行 今治市

検討 今治市多文化共生プラン検討懇話会

制作 今治市市民環境部市民環境政策局

市民参画課多文化・共生社会推進室

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

電話番号 0898-36-1521 0898-36-1530

FAX番号 0898-32-5211(代表)